

平成21年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成21年6月15日（月曜日）
午前 9時58分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（16名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君
12 番	本 郷 幸 治 君
13 番	紫 藤 政 則 君
14 番	林 国 夫 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長	安 田 昌 彰 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	岡 嶋 博 文 君

農 政 部 長	林 信 孝 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	小 橋 一 夫 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長職務代理者	工 藤 勝 善 君
教 育 長	板 東 知 文 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
事 務 局 長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	稲 村 秀 樹 君

◎欠席説明員

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
----------	-----------

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前 9時58分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 紫藤政則議員、

14番 林 国夫議員、
を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員（登壇） 平成21年第2回市議会定例会に当たり、私は大綱4点につきまして、市長にお伺いをいたします。

まず、大綱1点目の住みよいまちづくりについてであります。市長はこれまで人づくり、まちづくり、土台づくりを3本柱に据え、市民との協働を基本に住んでよかった、住んでみたい、そういう環境のまちづくりを目指してこられたと思うところであります。しかしながら、一方で本市の置かれている状況を見ると、少子高齢化の加速や経済基盤の衰退等による人口減などから財政状況の悪化や、医師不足による市立病院の累積債務の増大など、深刻な事態に至っているのも事実であります。これらの難題を整理し、解消に向けていくためには、何と言っても市民の皆さんに、より現状を分かり易く丁寧に説明をし、理解を深めていただき、年代、世代を超えて広く市民の皆さんに協力をしていただける環境を確立していくことに、より力を注いでいかなければならないのではないかと思います。ところであります。

そこで、以下3点についてお尋ねをいたします。

1点目の市民参加のまちづくりについてであります。先にも述べさせていただきましたが、協働ということをベースに、すべての

市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目標に第1期地域福祉計画が策定をされ、さらに福祉のまちづくり条例でそれぞれの役割を位置づけて、市と市民支え合い推進委員会が中心となって、支え合い、助け合いを軸に、市民参加を促すべく、今日まで取り組んでこられたと思いますが、そこで、これらの成果と、またそこから見えてきた課題等があればお聞かせをいただきたいと思います。

このたび第2期計画が示されましたが、第1期の検証を踏まえ、どういったことを柱に据えたのか。また、以前に行われた福祉計画にかかわる意識調査では、地域福祉計画や社協がかかわっている地域福祉実践計画について回答者の80%以上が知らない、あるいは知っているが内容はわからない、と答えている結果からして、市民への浸透を図るため、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

先般行われました議会報告会の中におきましても、市民の方に美唄が大変な状況にあるということはわかっているが、できる範囲の協力の用意はあるが、市として具体的にどういう協力をしてほしいのかが自分としてよく見えないし、わからないとの意見もありました。

よって今後市民参加のまちづくりを推し進めていく為に、これらについてもどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

また、市としても支援体制を強化すべく、地域応援チームを組み、課題解決に向け、対応されてきたところと思いますが、その経過

と現状についてもお聞かせをいただきたいと思います。そうした市民参加を促す取り組みについては、まちづくり基本条例においても、第2条、第23条、第30条等において説明・責任・参画・協働などが謳われており、市として事業実施に向け、立案段階から市民がしっかりと参加できる具体的手法を講ずるべきだと思います。例えば、予算編成においても、地域や市民が関与できるなど、いわゆる地域内分権とも言うべきで、これについては、他の事例もあることから、市長としてお考えがあれば伺いをいたしたいと思います。

次に、子どもたちのまちづくりへの参加についてであります。このことにつきましては、平成17年第2回定例会で市政執行方針の中に、次代を担う子どもたちの位置づけについてしっかりと明記をされており、そういうところについて私は子どもたちにふるさと美唄をもっとよく知ってもらい、自分の考えや意見を発表し、積極的にまちづくりに参加をしてもらうためにも、ぜひ子ども議会の開催をすべきと申し上げましたが、当時子ども1日市長という事業の実施を考えていたこともあり、それから4年越しという時間の経過がありました。このたび実現する運びとなったところでありますが、実施に向けた御努力に感謝を申し上げたいと思う次第であります。実施に当たり、様々な内容の事業が検討されているようでありますが、以前も申し上げましたが、ぜひ、この議場の活用も考えてみてはどうでしょうか。こうした活用については、議長を初め、同僚議員各位も賛意を示してくださるものと私は思うところであります。

さて、その参加対象について中学3年生、高校3年生は除外されていますが、確かにこの学年は進学を初めとする進路について大切なときではあります。私は門戸を閉ざすべきではないと思います。大変なときにあってもこのふるさと美唄についてしっかりと考えてくれている生徒さんは要と思います。また、募集人数についても16人に限定することなく、もう少し幅を持ってせめてこの議場の議席位の参加を募ってもよいのではないのでしょうか。

それと子ども1日市長については、継続をしていくのか、今後どのようにお考えでしょうか。子どもの数が急速に少なくなっている今、かつてと違い同世代での触れ合いや、ましてや世代を超えた、例えば子どもに対する町内会行事も減少し、いわゆる大人との交流がどんどん薄れてきております。情操面の発達からしても早急にこうした交流の機会の確保を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

3点目の居住環境についてであります。私は何と言っても市民の皆さんに住んでいて良かった、また外に住む方からは住んでみたい、と言われるまちづくりが基本となると思うわけですが、そうした基準というものは、一概には決められないところもありますが、またさまざまな評価方法もあるところであります。ひとつの目安として日経新聞などがその評価を行っているようでありますが、どのような評価になっているのか、その辺、押さえているものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

本市としても、これまで快適なまちづくり

に向け、どのような取り組み、あるいはどのような改善をしてきたのか。また、これらを推し進めていくためには、経験の豊富な団塊の世代の技術や行動力、あるいは高齢世代の多彩な知識などを十分活用させていただくことも必要と考えますが、いかがでしょうか。

大綱２点目の、地域活性化対策についてありますが、国は硬直、疲弊する地方自治体に対して、地域の活性化を図るべく多段ロケットとも言える臨時交付金の交付を行っていますが、本市においてもそれらを含め、また、道の補助金を活用して、新たな事業の展開を進め、まち全体の活性化や雇用環境の確保の一助にと、積極的な取り組みをしていくようではありますが、そこで、２点について伺いをいたしたいと思います。

１点目は、新規事業と継続事業の連携についてありますが、これから伺いをさせていただき部分につきましては、先日複数の同僚議員がお尋ねした点と、重複するところがあるかと存じますが、御理解を賜りたいと思います。

まず、新規事業の地場産品アンテナショップ運営事業についてありますが、全体の概要につきましては、先日の同僚議員への御答弁や早々とマスコミ報道がなされ、そこに記された内容等であらまし承知をさせていただいたところではありますが、加えて若干伺いをいたしたいと思います。このショップについては、通年営業とのことですので、品揃えを始め、冬期間や野菜など季節性の高い商品の端境期等の対策はどのように補完していくお考えなのか。

また、大切なのは、ショップの経営として

成り立たせていくためには、運営に係るノウハウをどのように維持し、さらに向上させていくことができるかにかかっていると思われると思いますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

さて、この事業も３年間と伺っておりますが、農業を起点としてさまざまな仕掛けを行い、消費者ニーズの把握や農産品や特産品の栽培技術、製造技術、加工技術等の確立や、品質の向上、あるいは商品企画、開発と課題山積ではありますが、従来から市長は折に触れておっしゃっておられますピンチをチャンスに変えていく。そういう意味では、まさにこの事業は体を張って実践していく意気込みを含め、極めて重要な意味合いを持つ事業と思うところであります。これらの事業が先に示された食の駅基本構想案の段階からさらに実現するところにつなげていくお考えに行き着くのか、その点も含め伺いをいたしたいと思います。

もう一つの新規事業の地域の魅力まるごとブランド化推進事業についてありますが、交流をキーワードに、ということのようですが、この事業内容はどのようなもので、またブランド化については何をどう図っていくのか、具体的なお考えがあればお示ください。２年間の事業期間の中でどのような地域資源を掘り起こし、ターゲットを絞り、そしてどうスポットを当てようとしておられるのかについても伺いをいたします。

以上の新規事業をしっかりと定着をさせていくためには、かかわる方々の不断の努力はもちろんであります。これらと関連する継続事業との有機的な連携をどう持たせていく

のかも、大きな鍵となるのは明らかであると思います。よって、申し上げた新規事業と継続中の地域 I C T 利活用モデル事業、そして食にこだわったまちづくり推進事業であります。ことに本年度が補助最終年度である地域 I C T 利活用モデル事業は、これらの総体を結びつける仕上げの部分に当たり、ポータルサイト P I P A も内外に発信、振りこむツールとして極めてそのコンテンツが重要と考えますが、その連携や役割のあり方について伺いをいたします。

次に、農業分野の連携についてであります。特にアンテナショップ事業とのかかわりで、農業分野の果たす役割は大きいと思いますが、そうであればあるほど農業分野でのすそ野の拡大と連携が密でなければならないと考えるところであります。生産者、生産グループ、農協等との連携は欠かせないものであり、商品アイテムのバリエーションを広げていくためにも、加工分野にもそのすそ野を広げていかなければならないものと思いますが、それらの協力体制の構築はどのようにされるのでしょうか。

次に、大綱 3 点目の財源確保対策であります。地方経済状況の悪化など、さまざまな要因により、財源の確保に頭を悩ませているのが現状であり、その結果市民負担の増や、サービスの低下が余儀なくされているわけであり、このことについては、本市に限らず各自治体とも財源の確保にあらゆる知恵を絞り、取り組んでいるところだと思います。そうした中、先に制度の改正により、ふるさとにかかわりのある人、あるいはその地に関心のある人などが寄附という形での、いわゆるふるさ

と納税制度が誕生してから一定の期間が経過したところでありますが、本市に対するふるさと納税の状況の内容についてと、寄附していただいた方々に対しての対応はどうされているのか。また引き続いて関心を寄せていただくためにも、特典等を含め今後の対応はどのようにされるおつもりか、伺いをいたします。

次に、各種広告の掲載についてであります。このことについても有効活用を含め、財源確保に向け、広報誌や市の公式ホームページ、あるいは市民バス等広告の掲載を募り、対応されてきているところではありますが、それらの収入状況はどのようになっているのでしょうか。

また、市が発送している郵便物等について大まかで結構ですので、その種類別発送件数はどのくらいあるのでしょうか。もし可能であれば、こうした郵便物の空きスペースに広告の掲載や、また、コスモス通などを含む公共施設等にも広告掲示スペースを設けるなど、民間経営感覚に倣い、わずかであっても自主財源確保に向け積極的な取り組みの展開をと考えますが、いかがでしょうか。

大綱の 4 点目は、公共工事等の入札に関する評価等についてであります。公共工事そのものが年々減少しており、本市においてもその傾向は顕著であり、また、南空知圏においては、従前スタイルの指名入札等や自治体内限定一般競争入札が主体ということで、本市の関連事業者が外部に向け参入することは極めて困難な状況にあると聞き及んでおります。本市はと言いますと、市外業者の参加機会の拡大による入札の公平性と競争性を保つ

ためとして、地域限定型の一般競争入札を実施しているとのことですが、ますます市内事業者の受注機会が少なくなる可能性が出ているとの声もあるようです。一方、全国的な動き等を見ても、こうした入札価格以外の項目も評価の中に加え、落札者を決定していく総合評価方式の入札を導入しているところも徐々に増えてきているとのことですが、本市として導入に向けた考えをお持ちかどうか、お伺いをいたします。

もし、導入を検討するお考えがあるとするならば、例えば、過日地域防災計画が明らかになったところではありますが、こうした防災活動に対し積極的に参加、あるいはまた、環境保全推進活動への参加、そして地域や社内従業員の子育てに関する支援、あるいは雇用や労働環境の整備など、社会的にも、そしてまちづくりに貢献、寄与している事業者を総合評価方式の入札に参加させる仕組みを考えることで、市内事業者の参入機会の増につながるのではないかと考えますが、その点もお伺いをいたしまして、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 土井議員の質問に順次お答えします。

初めに、住みよいまちづくりについて、市民参加のまちづくりについてであります。地域福祉計画の第1期計画の成果と課題につきましては、昨年実施したアンケート調査の結果を見ますと、ともに支えあう心が市民に浸透しつつあるものの、実際に行動するためのきっかけづくりなどが課題であると考えております。

第2期計画では、まちづくりの各分野に共通するものとして、情報の共有、人材の育成を重点としたところでありますが、第1期計画から引き続き市民で構成する支え合い推進員による支え合い懇談会を開催し、地域の課題の掘り起こしとその解決方法について話し合いを行うことを通じ、地域力の向上を図ってまいりたいと考えております。地域福祉計画の市民の皆さんへの浸透については、地域の住民と、市民支え合い推進委員会が連携し、地域の課題解決に向けた協議を継続して行いながら、地域福祉に対する理解を広げていくと共に、社会福祉協議会の地域福祉実践計画推進会議や市職員による地域応援チームとの連携を深め、コミュニティーの活性化につなげてまいりたいと考えております。

市民の皆さんのまちづくりへの参加につきましては、昨年から美しきまちづくりサポーター制度を開始し、市からお願いしたい分野の業務について、あらかじめ登録していただき、具体的な業務の実施を市とともに行っていただいております。今後参加していただく分野を広げるとともに、この制度の周知徹底に努め、意欲ある市民の皆さんに多数参加していただけるよう積極的に取り組んでまいります。

地域応援チームにつきましては、一昨年モデル地区を設定し、活動状況の検証を行なった上で、昨年全地区に導入したところであります。すでに防犯活動などの自主的な取り組みが始まっている地域もありますので、今後ともこの制度を有効に活用していただき、地域の課題解決に向けて、地域の皆さんと市の職員がともに力を合わせていくことが出来る

よう、さらに努めてまいります。

まちづくり基本条例においては、まちづくりへの参加を市民の皆さんの権利として保障しております。そのため、計画などの立案から実施し、評価の各段階において参加していただけるよう、審議会や検討委員会等での委員公募、パブリックコメント手続の条例化、美しきまちづくりサポーター制度の創設、まちづくり評価への参加など、さまざまな面で参加と協働が進むよう取り組んでいるところであります。今後さらに多くの市民の皆さんにまちづくりに参加していただけるよう、制度の周知や情報提供に一層努めてまいります。予算編成での参加等につきましては、今後の検討課題として受けとめているところであります。

次に、子どもたちへのまちづくりへの参加についてであります。私は、未来のまちづくりを担う若い世代が自分のまちに関心を持ち、議論や実践活動を通じてふるさとへの愛着を高めることが、非常に重要であると考えております。

このたび小学生、中学生、高校生を対象に青少年子ども議会を作ることとしたところでありますが、これは美唄のまちをよく知ってもらい、子どもたち同士での議論を行い、自分たちでできることは実際に取り組んでもらうことにより、身近なまちづくりへの参加と未来のまちづくりへの視点を養ってもらうことを目的として実施するものであります。御提案のありました議場を使うことにつきましては、子どもたちの貴重な体験にもなりますので、議会の皆様の御理解をいただき、ぜひ実施していきたいと考えております。

また、募集対象には中3、高3を含めておりませんが、希望があれば参加していただきたいと考えております。募集人員につきましては、16名程度としておりますが、応募状況を見て柔軟に対応してまいりたいと考えております。

子ども1日市長につきましては、今年で5年目を迎えますが、今後も子どもたちのまちづくりや、市の仕事への関心を高めてもらうよう継続してまいりたいと考えております。

異世代との交流につきましては、子どもたちの人格形成やコミュニケーション能力を高めるために必要なことであると考えておりますので、青少年子ども議会の活動の中でも予定しておりますが、このような場が多く確保できるよう、さまざまな団体などとも連携してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子ども1日市長や青少年子ども議会などを通じて、次代を担う子どもたちと一緒に未来に夢や希望の持てるふるさとづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、まちの住みよさについてであります。昨年日本経済新聞社が行った行政サービス調査では、本市の順位は全国743市区中行政サービス順位については718位、行政改革度については445位となっております。新聞社や雑誌社によるこのような都市の順位づけは、読者にとって一目でまちのデータが分かり、利便性が高い反面、広範な行政活動や、経済活動の一部をとらえて評価している面もあり、大都市が上位を占め、中小都市のよさが生かされていないといったことがあるのではないかと感じております。

本市では快適なまちづくりに向け、これまで福祉・環境・交流・経済振興を柱として都市基盤整備や交流文化活動、農業を軸とした産業振興などとともに市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてきたところであります。本市は、少子高齢化の進展や厳しい経済財政状況であります、今後とも市民の皆さんが個性と能力を発揮でき、住んでいてよかったと実感できる活力と魅力あるまちづくりを進めて参りたいと考えております。

次に、地域活性化対策について、アンテナショップについてであります、販売する商品については、農産物を始め、その加工品、やきとりやとりめし、米粉のお菓子、工芸品など本市の特産品を幅広く取りそろえることとしております。特に農産物が不足する冬期間や端境期には、例えばジャムや漬物などの農産加工品を始め、本市で生産されているウレタン製品やぬいぐるみ等も積極的に販売するとともに、ハスカップを利用した加工品の開発の支援をするなど、新たな販売品目の確保にも努めてまいりたいと考えております。

アンテナショップの運営につきましては、農産物や特産品の安定的な供給などを目的とした運営会議を設置したところであり、この会議において販売戦略の検討を行うと共に、営業6年目を迎えたぴばま〜とのノウハウも生かしながら、効果的な運営に努めていくこととしております。

食の駅については、この事業などの成果を踏まえ、立地場所、整備、管理運営のあり方などについて、基本計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

地域の魅力まるごとブランド化推進事業に

ついてであります、本事業は北海道の地域再生チャレンジ交付金を活用し、本年度と22年度の2カ年で実施する事業であります。

本年度は学識経験者を始め、市内関係団体などと連携、共同し、地域資源である観光施設や農業体験、食などを組み合わせたモニターツアーを実施し、ツアーの評価を通じて資源の有効活用や、資源の組み合わせによる観光企画商品のメニュー化を図ることとしております。

平成22年度は地域資源のブランド化認証基準を制定し、美唄産の米やアスパラ、ハスカップなどの特産品に加え、炭鉱遺産、イベント、景観なども含め、一定の品質や評価が得られるものなどについて、地域ブランドとして認証したいと考えております。

また、メニュー化された観光企画商品を道内外の旅行エージェントに売り込む活動を展開し、本市への入り込み客の促進を図り、地域経済の活性化につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これらの事業や食にこだわったまちづくり推進事業と地域ICTモデル構築事業との連携についてであります、地域ICT事業を開発したシステムを活用して、アンテナショップの販売管理などを支援するほか、生産者情報、販売品目、売れ筋情報の提供、まるごとブランド化事業で生まれた観光企画商品の募集、受付、ブランド認証された特産品のPRや食のフリーマーケットの開催情報の提供など、美唄のさまざまな魅力を発信し、利用者の増加につなげ、サイトの活性化を図るなど、各事業が連携を図り、相乗効果が最大限に発揮されるよう取り組んでまいりたい

と考えております。

次に、農業分野の連携強化についてであります。アンテナショップの中心となる販売品目は農産物であることから、農協や農産物の直売を行っている農業者や生産者グループに対し、出品可能な農産物等について事前調査を行ったところ、農協を初め生産者からは出店したい旨の回答をいただいております。店頭には野菜や加工品などが一定量並ぶものと考えているところであります。今週末には出店者への説明会を開催し、参加者や品目、出品する時期を確認した上でオープンに向けての準備を進めていくこととしております。アンテナショップを円滑に運営していくためには、出店者が相互に連携協力することが大切であることから、今後市としては出店者の皆さんと定期的に協議を行いながら、お客様に喜んでいただける農産物等の品揃えや、供給量の確保等に努めてまいりたいと考えております。

次に、財源確保対策について、ふるさと納税についてであります。平成20年度は件数で24件、金額にして164万円の寄附をいただいているところでございます。

目的別では、広くまちづくりを応援する寄付8件、38万5,000円、福祉事業に対する寄付4件、35万円、青少年育成事業に対する寄付4件、51万円、アルテピアッツァ美唄整備事業に対する寄付2件、1万5,000円、農業振興事業に対する寄付2件、8万円、その他の事業に対する寄付4件、30万円となっております。寄附者への対応については、礼状等を送付するほか、寄附金の受け入れ状況や使途について報告することとしております。

また寄附者への特典につきましては、寄附者の善意を尊重する観点から実施しておりませんが、他自治体の取り組み状況なども参考に、引き続き検討してまいります。

今後も市のホームページや美唄ファンポータルサイトP I P Aの他、東京美唄会や札幌美唄会など美唄ゆかりの方々などを通じたP Rや、市民の皆さんから市外にいる美唄出身の方へP Rしていただくよう広報誌で呼びかけるなど、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、各種広告掲載についてであります。平成20年度の広告料収入については、広報誌への掲載で79万円、市ホームページのバナー広告で41万円、美唄ファンポータルサイトP I P Aにおけるバナー広告で12万円、市民バスで14万8,770円、合計で146万8,770円となっております。

また、昨年度市が封筒で発送した郵便物の件数は、総務課が把握しているもので定形郵便が約18万件、定形外郵便物が約9,000件となっております。御提案いただいた封筒への広告掲載、公共施設の広告スペースの設置については、広告媒体としての有効性、費用対効果、需要などについて他市でのさまざまな取り組みを踏まえ、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、公共工事等の入札について、総合評価落札方式についてであります。この方式は従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と民間企業が提示した工期の短縮や安全対策、環境、省資源対策などの技術力を価格以外の要素として総合的に評価し、価格と技術力の両面で最も優れた企業を落札者

として決定するものです。この方式の特徴として、発注者側にとっては高い技術力を有する企業が施工する為、工事の品質確保や総合的なコスト縮減効果が図られると共に、価格以外の要素を評価し、落札者を決定することから、談合防止のメリットがあること、一方、受注者側にとっては、これまで蓄積、開発した技術能力を提供することにより、社会的信用が高まるなどのメリットがあることなどから、他府県や政令指定都市などで、比較的大規模で高度な技術を必要とする工事を対象とし、導入が進められているところであります。

本市におきましては、価格以外の要素を評価し、落札者を決定する工事が少ないことなどから、総合評価落札方式は導入していませんが、北海道におきましては、簡易型総合評価試行のガイドラインを作成し、導入を進めていることから、道の実施状況や他市の導入状況などを参考としながら、この方式の導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

また、民間企業が取り組んでいる環境配慮など地域貢献活動については、業者登録時の格付決定の新たな要件として、今後入札契約制度検討委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員 それぞれ御答弁をいただいたところでありますけれども、何点か重ねてお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、市民参加のまちづくりについてでありますけれども、昨年の市民アンケート調査からも半数以上の人々が、まちづくりへの参加

がされていない結果が出ているわけであります。

また、まちの声として、行政サイドをはじめとして、地域を支援・応援する主体となる組織が地域応援チーム、市民支え合い推進委員会、そして、社会福祉協議会と数多くあることから、地域や個人にとっては非常にその辺の判別がしにくくなっていると、そういうことが嫌いとしてあるのではないかと思います。

よって、どこが最終的に主導的な役割を果たすのかをやっぱり明らかにして、市民に知らせることが必要であり、また地域応援チームについても担当する地域の実情や実態をしっかりと把握するためにも、折に触れて小まめに足を運ぶことが大事ではないかというふうに思うわけであります。

そして、またそのサポーター制度についても、更に市役所内の庁内の整理をしていただいて、さまざまなノウハウを持っている市民の皆さんに登録をしていただけるような、そういったその分野の拡大を図っていく、そしてまた、あらゆる媒体を利用して、市民の皆さんに周知をしていく努力が必要と思っておりますけれども、その辺のお考えがあればお伺いをしたいと思います。

次に、子どもたちのまちづくりへの参加についてでありますけれども、現在子供達が置かれている環境を見る時に、地域の人々と触れ合う機会が非常に少なくなってきておりまして、このままで行くと地域と子どもたちの関係がますます希薄になっていくのではないかということが危惧されるわけでありまして、よって、今回実施をされようとする青少年子

ども議会を1つのきっかけにして、できる限り異世代との体験の場を多く設け、そして地域との触れ合い、そしてつながりの持てる活動に育てていくことがぜひ必要ではないかというふうに思いますけれども、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

それから、居住環境対策についてでありますけれども、住みやすさという点については、町内会単位では一定の満足感が数字からは出ているようでありますけれども、市民アンケートにおける美唄市という単位で見ますと、年々住みづらくなっているという回答が増加をしている傾向にあるようであります。こうした結果をあらゆる角度から検証して、快適な居住環境の整備に努め、住みやすいという方向にどう向けて行くか、お考えがあればこの点についてもお伺いをしたいというふうに思います。

次に、地域活性化対策における新規事業と継続事業についてでありますけれども、アンテナショップについては、道内各地の直売所の成功例を見てみますと、生産者自らが販売に携わり、しかも商品の説明を行うということで、よりきめ細かい接客対応ができ、その結果、消費者ニーズの獲得につながって、来訪客の増加や、そして売り上げ増につながっているというような結果が出てるようであります。

よって、出品者が販売にも携わる仕組みの確立、そして消費者の動向を的確に把握するためにも、運営会議の中にぜひ私は消費者も入れるべきというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

また、行政として加工品の開発支援を進め

るとの御答弁もありましたけれども、具体的にはどのような形での支援をお考えになっているのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

農業分野の連携についてでありますけれども、ショップなどでの品揃えの豊富さというものが、販売の増減を左右する大きな要素にあるわけですが、相対的に本市が目指している農業の形態はといいますと、担い手や後継者の減少が今後も見込まれることから、生産基盤の整備に今積極的に取り組んでいるところであり、そして、そうした中では場の大区画化を図って、若手農業者に集約を図るべく、いわゆる土地利用型農業に移行しているのではないかとこのように思いますけれども、しかしながら、こういったショップに求められている部分については、少量多品目の代表格である野菜の生産等が中心になろうかと思っておりますけれども、そうしていく事で、そういった部分があながち敬遠される傾向になることも予測をされないかという心配があるわけであります。ですから、ことにこの野菜の生産ということにしっかり結びつけていく、そして加工という分野のすそ野を広げていく努力も、ここでやはり求められていくのではないかと思いますけれども、その辺についてのお考えと、それから、また、これを結びつけていくためには、行政、農協、そして生産者が、それぞれ情報の共有を始めとして、こういった相互理解、そして信頼のもとに連携を深めていくのか。そういったかかわりの中で1つのコーディネートといいますか、まとめ役として、市としてそういった方々に達成感を持たせるために、どのような手だてを講

じようとしてされているのか、この点についても
お伺いをしたいと思います。

次に、ふるさと納税についてでありますけれども、先ほどの御答弁では、特産品の特典等についてはお考えにはないようでありますけれども、しかし、美唄をやはり応援、支援をしてくださっている方々を大切にして、今後とも引き続き応援をしていただけるような取り組みは、ぜひ私は必要だというふうに思います。隣の三笠市においては、心の市民証というカードに類するものを交付をして、まちを訪問してくれた方々に対しては各種割引が受けられたり、また、池田町においては町民還元ワインの購入ができる権利を付与したりしているということでもあります。

よって、市民協力を得ながらアンテナショップへのお立ち寄り作戦だとか、あるいは観光交流を促進する事業を展開し、多くの皆さんにふるさとを訪れていただくなど、ひいてはそういうことを中心にしながら、地域振興につなげていくような取り組みをすべきというふうに考えますけれども、その辺のお考えもあればお伺いをしたいと思います。

以上のことにつきまして、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えします。

初めに、市民参加のまちづくりについてありますが、地域の活力づくりに向けては、さまざまな主体がまちづくりに関わるよう促していくことが重要であり、現在活動している市民支え合い推進委員会や社会福祉協議会、地域応援チームがそれぞれの役割を果たしな

がら、情報交換と連携を図っていくことが重要であると考えております。このため、市としてはまちづくりに関わるさまざまな団体を含め、地域づくりの総合的なコーディネーター役を果たすことにより、地域の課題解決のための活動が継続的に行われ、協働のまちづくりが一層広がるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

地域応援チームや美しきまちづくりサポーター制度については、今後とも制度の周知に努めると共に、市職員と市民の皆さんが連携して取り組む活動が、より一層広がるよう積極的に取り進めてまいりたいと考えております。

次に、青少年子ども議会についてありますが、現在この参加者を募集中であります。具体的なプログラムとしては、子どもたちにまちの様子を知ってもらう為の市内の見学会や、身近に感じていることを私と一緒に話し合ってもらふことなどの他、小さな子どもたちや高齢者との交流体験なども予定しております。青少年子ども議会の中では、自ら考え、自ら行動することを通じて、地域社会のつながりの重要性を学び、自らまちづくりを実践することの大切さを身につけてもらいたいと考えております。

次に、住みよいまちづくりについてありますが、生活様式や価値観の多様化などにより、市民の皆さんが住みよいまちであると感じていただく要素はさまざまなものがあり、また個人によっても違いがあると受けとめております。市といたしましては、そのような中にあっても市民の皆さん一人ひとりが美唄のまちに住むことに喜びを感じていただける

よう、これまで努力してきたところであります。

今後も市民の皆さんの満足度の向上につながるよう、成果の見える事務事業や施策の立案、実施に努める共に、安全・安心な暮らしと活力ある産業の実現を目指して、市民の皆さんと手をたずさえて山積する課題を一つひとつ解決し、まちの魅力づくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、アンテナショップについてですが、多くの人が訪れ、魅力あるアンテナショップにしていくためには、基本的な商品知識や質の高いサービスに加え、出店者の商品のこだわりを丁寧に伝えていくことが何よりも大切なことと考えております。このため、出店者に販売の協力をお願いすると共に、消費者ニーズを出店者に伝えるなど、魅力あるショップ作りに向け、運営会議において検討してまいりたいと考えております。

ハスカップなどの加工品の開発に対する支援についてですが、本年度、農産物高付加価値化推進事業の中で、加工品開発用としてハスカップなどの原料サンプルを市内事業所等に提供し、新たな商品化に向けて、市内事業者及び関係団体と取り組んでまいりたいと考えております。

次に、アンテナショップで販売する野菜等についてですが、アンテナショップが開催することにより、より多くの農業者がハウス物や季節野菜の生産販売に取り組むことが可能となるものと考えておりますことから、市としましては、農業者、農協などと連携し、アンテナショップで扱う農産物の確保、充実に努めるほか、7月に開催する食のフリーマ

ーケットなどを通じて、農業者の農産物直売に関する理解と意識の高揚を図り、野菜生産農家のすそ野を広げてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についてであります。応援してくださる方々を末永く大切にしていけることが重要なことだと考えております。

今後、応援してくださる方との交流を継続し、拡大していくための取り組みとしまして、市民の皆さんにアイデアを出していただきながら、そのあり方について具体的に検討してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員 1点だけ改めてまたお伺いしたいと思いますけれども、地域活性化に係る部分の中の新規事業と継続事業の点についてでありますけれども、この点について私の心配し過ぎであればいいんですけれども、この種の、いわゆる持ち出しのない事業、あるいは、持ち出しが少ない事業というのは、得てして民間でもそうであると言えますけれども、責任の所在、あるいは細部の詰めが甘いことになるケースというのが、意外と私は多く見られるというふうに思うわけですが、ことに、ある意味美唄として勝負を掛けるという意味での食を柱に据えて、そして食にこだわった美唄を売り込む、それを地域活性化につなげていくという大きなテーマがあるとするならば、やはりここは多種多様な消費者のニーズというものを、いち早く的確に把握するのが常套手段ではないかというふうに思うわけであります。

先ほどのご答弁をさらに1歩進め、今申し上げました買う側の意向というものをしっか

りと把握し、反映をしていくためにも、消費者側の人を運営会議に加えていくべきというふうに思いますが、今一度市長のお考えをお伺いをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

アンテナショップについてであります。消費者ニーズを把握することは重要なことと考えておりますことから、ショップ利用者のアンケート調査を行い、広く意見を聞くほか、運営会議においてアンテナショップ利用者モニターや御意見ポストの設置など、消費者ニーズを把握する仕組みを検討してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2009年第2回定例会にあたり、教育問題4点について教育長に質問をいたします。

その1点目は、教育予算についてであります。まずその教育予算のおかれた状況についてであります。昨年12月の第4回定例会で教育予算について質問をさせていただきました。北教組の作成した調査データを使って質問をしましたが、そのデータの評価を含め明快な答弁をいただくことができなかったわけです。

本年度の一般会計では、教育費は一般会計全体の2.8%となっております。7年前の02年まで遡りますと、当時は5%ありました。その後、毎年3.9、3.4、3.6、3.5、ちょっとでこぼこありますが、3.0、3.1となって、今年の2.8%という

ふうになります。このように、教育費の率が大きく低下した要因をどのようにお考えになるか、お尋ねをいたします。

ただ、本年度は予算説明でもありましたが、特殊要素があるということですね。国営事業の繰上償還13億7,000万余、それから、公的資金の借換債3,500万、合わせて14億余があります。これを、本来の例年の予算のあり方から計算し直すと、教育費は3.0というふうになります。

また、02年の教育費を100として計算をしてみますと、75、60、60.5、63.2、66、51.3、50.7というふうに下がって来ます。金額で言えば9億余あったのが、4億余というふうに5億円の減ということになっています。02年、03年の間の落ちが率的に言っても5.0から3.9に落ちるというふうに落ち方が非常に大きいんで、ちょっと当たってみたんですが、02年の小中学校のパソコンの更新と峰延小学校の暖房改修、これが1億余の支出があるんですね。仮にこれを除くとすれば、8億が4億にというふうに。それでも半分の4億円の減ということになります。これらどう見ても、非常に教育費の減少が多く過ぎるというふうに考えるわけですが、この辺の考え方をお尋ねをしたいということです。

それから、2番目は他市との比較の問題です。これも12月に北教組の、先程言いましたようにデータを使ってお尋ねをしたわけですが、他との比較はなかなか實際上難しいというお話で、調査をさらにしたいというお話だったわけです。今回3つほど数字を挙げてみますが、学校建築費を除く教育費の割合と

いうので、全道の市町村、下の方から10番目のデータがあるわけですが、美唄は下から5番目ということです。比率は3%で、これはどんどころが挙がっているかというと、1番が奈井江で八雲、歌志内、島牧、そして美唄ということになりますね。これは市だけで比較をしますと、下の方からでいうと、歌志内の次の2番目ということになります。あと近いところでは、美唄の次が小樽、赤平、滝川と。滝川では3.6%ですね、という数字が出ています。

それから、人口1人当たりの教育費の金額というものを比較したデータがあります。これも下から10番目までのところで言うと、美唄は5番目と言うことで金額は1万7,615円という数字が出ています。これは、一番よくないのが小樽で、その次札幌、滝川、江別ときて、美唄となります。一番低い小樽で1万3,597円というデータが出ています。これは市だけで比較をしてみますと、小樽、札幌、滝川、江別に次いで美唄が下から5番目ということになります。上の方にどんなまちがあるかというのも見たんですが、名寄、深川というふうに空知が出てきますね。そして、網走、稚内、岩見沢と、岩見沢が上から5番目にいます。金額は3万8,230円というふうになります。それから、児童生徒1人当たりの教育費の金額と言うもので見ますと、これも下から10位までの市町村で見ますと、美唄は8番目ということで、金額は9,695円となります。これは、江別、当麻、苫小牧、八雲、北広島、帯広、滝川、美唄というふうになります。これを市だけで見ますと、一番低いのが江別で、江別、苫小牧、

北広島、帯広、滝川、美唄というふうになります。滝川と美唄が大体同じように出てくるといことでありますけれども、今盛んに財政再建で大変だという報道のある夕張市ですね。これがどの辺にあるかということで見ますと、今の児童生徒1人当たりの教育費の金額でいうと、全道の市の中で一番高いのが深川、2番目が網走、3番目が夕張ということが出てきます。美唄は9,695ですけども、夕張は児童生徒1人当たり2万4,800円で予算化されていると。こういう数字が出てきます。というふうに、他との比較を見るということは、客観的なデータとして使われるものに、別に基準財政需要額の充足率もあるんですけども、これも本来は見方は1つだというふうに思うんですが、なかなかこれもお尋ねしても、これだというものが出てきづらいということもあります。

それで、昨年12月の議論の中で、教育委員会としても他市の調査を行って、美唄市の置かれている予算状況を他市との比較の中で見極めたい、というお話がありました。その後、その調査を行ったのか、行なったとすれば、その結果をお聞きしたいと思いますので、それら合わせてお尋ねをしたいということです。

2つ目として、学校統合についてお尋ねをいたします。

まず、その1つ目は東栄小学校の問題です。私も新聞記事を見て、初めてこの話を知ったわけですが、学校統合は今年の春、西美唄、茶志内と2つの中学校が美唄中学校に統合になりました。今年の春は光珠内中央小学校が、峰延小学校に統合になるという事で、

こう立て続けて3校が統合の対象になるということですね。それがまた、東栄小学校の名前が出たんで、ちょっと驚いたという感じを持ったわけです。ここへ至る経過と、教育委員会の考え方について、お尋ねをいたします。また地域の方々の意向というのが、どんなふうになっているか、併せてお聞きをいたします。

それから、2つ目として、学校の配置計画の今後についてお聞きをしたいんですが、この東栄小学校の名前が上がってきたということからして、今後、さらに学校数が減るといふ、そういう計画があるのかどうか、その辺の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

大綱の3点目は、グリーン・ルネサンス事業についてお訪ねをします。

まず1つ目として、メロディー5月号での主な事業での説明と、教育行政執行方針の中で述べられた説明との整合性についてお尋ねをしますが、3月議会で行われました教育長の教育行政執行方針では、総合の学習について述べられたくだり、地域の教育資源を有効に活用するなど、実社会や実生活とのかかわりを大切にした教育活動の推進を目指し、本市の基幹産業である農業や宮島沼の自然を生かした体験学習を始め、地域福祉、環境強化、福祉教育、環境教育、キャリア教育にも取り組んでいくと、こう述べられております。

一方、メロディーの主な事業の説明の中では、小学校への農業科の導入に向けて調査研究を進めたい。で、予算100万という形で載っているんです。この今申し上げた教育行政執行方針から、農業科の導入へと一気に進

む感じを受けまして、これを受けて各学校がなるほどそうだなというふうに考えてるのは難しいのではないかなという感じを受けました。検討委員会のことも載っておりましたから、検討委員会での議論を経るにしても、具体的に子どもたちと共に農業に取り組むことになる、その教師たちの意見ですね。これをどの程度尊重する考え方なのか。農業科導入ありきの議論というのでは検討委員会を設けられても多分にアリバイ的になるのではないかと、この辺の考え方をお尋ねをしたいということです。

それから2つ目として、メロディーの事業説明における事業費100万円と、第1回定例議会の予算審査特別委員会での答弁の関わりについてお尋ねをいたします。3月の予算審査特別委員会での議論経過を踏まえますと、青少年基金による事業費は考えられないなというふうに私は判断をいたしました。

ところが、5月のメロディーの予算説明の中では、グリーン・ルネサンス事業について100万円の事業費として、市民にお知らせをしている訳で、これはちょっといかがなものかなという感じを受けました。予算の面から、今後の進め方をどのようにされるおつもりか、お尋ねをいたします。

それから、3つ目として先ほどもちょっと延べました小学校における農業科の導入というものを、各小学校がどのように受けるかということについてお尋ねをしたいんですが、度々申し上げますが、現在の学校が置かれている多忙な勤務の状況、超過勤務が日常的に行われているという状態の中で、新しい科目としての組み立て、子どもが農業をしっかり

と理解する為のカリキュラムを作らなければならない。それから、3年生以上というふうな考え方が示されておりますから、多くの児童が動く学校としての日課の組み立て、それから、農業ということになりますと、外での学習がどうしてもある訳で、天候に左右される農業学習というのを日課の中にどう見込むかとか、それから、地域の協力者の協力を得るという考え方が出されてますから、外部の協力者との打ち合わせなどなど、これまでの総合の学習の農業体験学習とはかなり違うものになるのではないかということですね。

そこで教職員の理解をどう図っていくおつもりか、ということをお尋ねをしたいと思います。

大綱の4点目は、教職員の研修についてであります。

その1つ目は、教職員研修のあり方についてお尋ねしますが、教育長の教育行政執行方針の中でも、教職員研修の重要性は常に述べられております。そして、その実施について意を用いていくことが述べられております。各学校における日常の研修がどのような状態にあるか、把握されている範囲で、その実態をお尋ねをしたいと思います。

滝川には教育センターがありまして、教科、生徒指導、その他多くの講座が設定されていますし、江別には道の教育研究所の講座もありますね。さらに管内で実施される市町村や学校でのそれぞれのテーマによる研究会もあります。これらの講座や研究会の参加がどのようになされているか、その実情をわかればお尋ねをしたい。そして、教職員個々の研修への意向が尊重される状態にあるのか、そう

はなっていないのか、状況把握ができていれば、そのことを含めてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2つ目は、長期休業中の研修についてお尋ねをします。教職員には、教育公務員特例法によって勤務場所を離れての研修が認められております。夏休み、冬休み等の長期休業中は、教職員の研修のためには大変よい機会だというふうに考えますけれども、ことについての考え方をお尋ねをいたします。

以上この場での質問を終わります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君(登壇) 米田議員の御質問にお答えします。

初めに教育予算の置かれた状況についてであります。平成14年度から今年度までの間、児童生徒数は21.5%減少し、学校数は3校減少するなど、教育を取り巻く環境の変化が大きい要因であると考えております。また、その年年において、必要とされる改修事業等についても差異があるほか、平成20年度における国の第1次補正及び第2次補正に教育関連施設設備等の整備を盛り込んだことにより、結果として本年度の当初予算を減額したことなどが教育予算の減少に繋がっているものと考えているところでございます。

次に、他市との比較についてであります。全道各市の教育予算の状況の比較については、決算統計資料を活用し、分析に努めているところでありますが、これまでの資料では同じ条件で比較することが難しい状況にあることから、さらに統一した経費を中心に各費目のとらえ方を精査するなど、引き続き調査検討してまいりたいと考えております。

次に、東栄小学校の経過についてであります。小学校の配置見直しにつきましては、これまでも一定数の同年代の児童の中で育つ教育環境が望ましいとの考え方から、複式校のうち今後も児童数の増加が見込まれず、教職員の配置など学校運営全体にさまざまな影響が生じることが想定される時点で、PTAや地域の方々との話し合いを踏まえて、配置見直しを進めてまいりました。東栄小学校についても、平成22年4月には完全複式化が予想され、その後の児童数の増加も見込まれないことから、PTAとの懇談会を開催し、配置見直しについて意見交換を行ったところでございます。

出席したPTAの皆様からは区域外通学する児童が多いことが統廃合の背景にあるのではないかと。学校選択制を導入すれば、小規模校の良さをアピールして、東栄小学校の児童数を増やせるのではないかと。などの意見が出されたところであります。

また、閉校になった場合、避難場所を確保してほしい。スクールバスや通学路の歩道、街灯の整備など、登下校の安全を確保してほしい。などの意見も出されたところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも配置見直しに向けて、保護者の皆さんとの話し合いを進めると共に、地域の皆さんにも説明してまいりたいと考えております。

次に、配置計画の今後についてでございますが、今後とも児童生徒のよりよい教育環境の整備を図る観点から、将来の児童生徒数の推移を始め、通学距離の安全確保や小中学校の通学区域の関連性、さらには、学校と地域の

結びつき等を踏まえ、保護者や地域の方々との話し合いを行い、学校の配置見直しについての検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、メロディー5月号の主な事業での説明と、教育行政執行方針との整合性についてでございますが、本年度の教育行政執行方針の中で、本市の基幹産業である農業や宮島沼の自然を生かした体験学習に取り組んでいくこととしておりますが、その考え方を具体化する事業として、グリーンルネサンス推進事業を位置づけているところであります。本年度の取り組みでは現在小学校における農業科の導入に向けた調査研究を進めているところであり、農業体験学習については、これまでどおり総合的な学習の時間の中で実施する考え方でございます。

次に、5月メロディーにおける予算100万円に関してでございますが、グリーンルネサンス推進事業につきましては、予算審査特別委員会や青少年育成基金運営委員会における議論経過を踏まえ、予算執行に当たるとともに、国や道からの補助金などによる財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小学校における事業の受けとめ方についてでございますが、これまで、校長会を中心に食と農業をつないだ学びを進めるための事業の全体像の説明、並びに必要な資料の配布などにより教職員への周知を行っているところであります。現在校長会と教育委員会との合同検討チームにより、これまでの各学校での農業に関する体験学習の取り組みの成果や、新しい学習指導要領における総合的な学習の時間配分のあり方などを踏まえ、美唄ら

しい農業体験学習の推進方策について検討を進めているところでございます。これまでの農業体験学習については、全国的な取り組みにおいて、一般的には総合的な学習時間の選択肢の1つであること、畑や田んぼが必要であること、教師がこれまで農業教育を受けておらず、食教育も不十分であること、近隣に協力を依頼できる農業者が必要であること、体験が主で学びに発展させていない体験するだけの実践があること、こういったことが課題として指摘されているところでございます。

今後は、これらの課題解決に向けた検討結果を基本に、学校現場の実情を踏まえ、教職員に詳しい説明を行い、共通理解に立って事業を推進する環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員研修のあり方についてですが、各学校においては教育目標の達成を目指し、学校現場の課題解決に向けた教職員の資質向上を図るため研究主題を設定し、研究部を中心に校内研修を推進しております。

また、北海道立教育研究所や空知教育センターでは、今日的な教育課題や教職員のニーズに対応した研修講座を開設し、美唄市の教職員も受講しております。各講座には定員がある為、人気のある講座や受講申し込みが遅くなると参加できないこともあります。多くの場合は希望する講座を受講しているところでございます。

次に、長期休業中の研修についてですが、教職員は教育公務員特例法により、絶えず研修と修養に努めなければならないとされ、校長の承認を得れば勤務場所を離れて研修を行うことができることとされていること

から、長期休業中においても校長の承認により、研修を行うことができるものと考えているところであります。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 自席から再質問をさせていただきます。

教育予算についてであります。教育費減少の要因として今答弁がありましたが、説明された範囲での理解はいたします。しかし、大幅に額、あるいは率とも落ちてきたということについては、必ずしも理解ができる説明ではなかったかというふうに思います。

他市との比較では、明らかに美唄の数値が悪い現実があります。調査が北教組によるものであるとしても、現実から目をそらすことなく、美唄の子どもたちや保護者である市民が被害を受け、この子どもにしても、保護者にしても、その方々に責任がある問題ではないわけですね。ですから、このようなことにならないように、対応策を考えるべきだというふうに思います。市教委としての調査を急いで、実態把握の努力を続けるべきですけれども、時間をかけていては現在学校で学んでいる子どもたち、そしてその保護者の受けている被害が大きくなってしまいますので、早急な対応を求めたいというふうに思いますが、お考えはいかがでしょうか。

それから、学校の統合の問題は経過の報告がありましたので、十分お話にありましたように今後地域、あるいは保護者の皆様のご意向を聞きながら作業を進めていただくということ、そのことをお聞きしましたのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、3点目のグリーンルネサンス事

業についてであります、まとめてお尋ねをいたしますが、従来の総合の学習の時間で行われてきた農業体験学習と、農業科導入を目指すグリーンルネサンス事業は、これはやっぱり同じ内容のものというふうには考えるのは難しいのではないかとこのように思います。教師自身が、ある程度農業を自分のものとして、指導できるようにならなければならない。そして、子供たちの実態に合わせたカリキュラムをつくる。それから応援していただける地域の皆さんと十分に打ち合わせをするための時間をつくる。これらをどんなふうにしてやるのかということについての疑問が、次々と実はわきます。美唄の子どもが農業を学ぶのはよいことだと、これは間違いありません。農業のことを子どもたちが学んで、そして、作物の育ち、それが自分たちの口に入るまでどんなふうになるのかという、これらについて生産者のご苦勞を含めて理解を深めるということについては、これはどなたもそれを否定するものはないというふうに思います。

ただ、そのことだけは教える喜びを持って教える。あるいは学んだ子どもたちが学ぶ喜びを体験するというふうに果たしてなるのかどうかということですね。新しいその科目で小学校で実践するというこの意味をどんなふうにお考えになっておられるのか、改めてそこをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、教職員研修についてであります、今の御答弁で、とりわけ２点目の長期休業中の研修についてでありますけれども、校長の承認で研修を行なうことができるものと考えているという教育長の答弁でした。その点について、私が受けとめている受けとめ方

はだいぶギャップがあるものですから、そのことについて少しお尋ねをいたします。御存じのとおり、小中学校の教員は地方公務員です。だから法的には基本的に地方公務員法が適用になります。

しかし、教員という職務と責任の特殊性から、若干の特例を法的に保障する為に教育公務員特例法がつくられたというふうに解説されています。私が今回読ませてもらったのは、三省堂版の「教育六法」という書物なんですけれども、この法律は４章からなっています。第１章は総則で、第２章が任免・分限・懲戒及び服務という中身をもつ。第３章が研修ですね。第４章は雑則です。というふうになっています。ということは、その第３章は研修のみのための条文なんです。若干の特例とは言っていますけれども、その留意すべきことはということで、教育公務員の身分保障的措置を多岐にわたり組み込んでいる点だというふうに解説されています。

その第１は、採用及び承認の方法で言えば、競争試験、一般公務員は競争試験だそうです。その競争試験による一般公務員とは異なり、選考による方式を取り入れて、人事上の自治の確保をしている。

第２は大学の自治、これはちょっと直接関係ありませんので省きますけれども、大学の自治について規定されている。

第３に研修について、教育公務員には十分に配慮した法を定めた。それが条文で言うと１９条と２０条ですね。

教育公務員特例法１９条、教育公務員は、その職責を遂行する為に絶えず研究と修養に努めなければならない。先ほど教育長が指摘

された内容であります。

20条は教育公務員には研修を受ける機会が与えられなければならない。2項、教員は、授業に支障のない限り本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。とあります。

この第3章はこの2条なんですね。

19条の解説には、教育公務員の研修が自主的な専門的研究と、人間的な修養が不可欠であることを確認している。一般公務員の研修が勤務能率の発揮及び増進のために、主に任命権者が計画実施するのと大きく異なる。と書かれています。さらにこの法律成立時の提案理由の補足説明で、教育公務員は、その職務と責任の特殊性や職責上、常に研究・修養が求められるだけでなく、それは単に義務的になされるということではなく、権利的にもそういうことが出来るような仕組みにしておかなければならない。権利としても研修をなし得るような機会を必要とする。と書かれています。

20条に関しては、文部省の局長の回答にこういうのがあります。夏季休業中の休業日においても、勤務を要する日には出向して勤務をするか、または、本属長の命令もしくは承認によって勤務場所を離れて勤務、例えば、研修会への参加、自宅での研修等、すべきである。これは昭和33年9月13日に出されたものですね。この教育公務員特例法、縮めて教特法と言ってますけども、これは教員という仕事に求められる正確や内容から、絶えず研究と修養に努め、自らを磨くことの必要を定め、解説にあるように、権利として研修できる、との保障も求めているわけです。

ところで、その現状はどうかということですが、すけども、美唄市においても、この周辺の市や町においても、夏冬休み中の学校を離れての研修は、ほとんど認められていないというふうに聞いています。ごく一部の学校では学校を離れての研修、校外研修という言い方をしていますけども、これが認められているそうです。

これは、その教特法の存在が無視されているのではないかと私は思うんですね。事情を聞いてみますと、学校長に原因がある。とにかく学校に来いと、子どもは休みでも先生は休みでないんだから学校へ来なさいという、そういう姿勢の校長が大部分で、先ほど述べた文部省の局長の回答にあった、自宅での研修などともない、こういう考え方のようです。こんな学校の現状が続きますと、勤め始めて以来、長期休業中の校外研修は、自分も、それから同じ学校にいる仲間の教師も経験していない為に、教特法の19条も20条も、その存在すら知らないという教師がだんだん増えているということも聞きます。そのうちに、夏冬休みも子どものいない学校に毎日出て来るのが当然と、こういう考え方の教師ばかりになるんじゃないかと、こういう心配をします。

ということは、私はこの問題何度も取り上げてますけども、ちょっとここまで、言い方悪いけれど、しつこく申し上げるの初めてなんですね。それはさっきもちょっと申し上げましたが、日常普段の教師の勤務実態というのは、大変多忙で、それで超過勤務が日常的に行われている。あるいは、持ち帰っての仕事ということになっているということです。

こういう状態では、教特法19条のその職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないなんていう条文は、全く言葉だけになってしまうんですね。現実には教師の日常生活において研究と修養に努める時間などはないと言うことなんです。ですから、積極的に研修に参加したいと思っても、それは物理的に不可能だということなんです。

それと、この超過勤務の実態というのは、道教委も実態調査を行うなどして、十分にその実態を把握しているというふうに聞いてます。問題解決の為に、具体的な取り組みも提示していますが、現在は職員団体との協議が整わないために、具体的にその解消に動き出す状況にはないと聞いています。

ただ、道教委が提起した強調週間、強調週間というのは超勤をしないことを強調する週間ですね。それから、定時退勤日等の対策は、取り組まれようとしているということです。この超勤の実態を一番よく知っているのは、現場長である学校長ですよ。しかし、夏冬休みで子どもが学校へ来ないという場合は、教特法の条文に従えば、勤務場所を離れて研修してよろしいということになっているにも関わらず、形式的には校長の承認が必要ですから、校長が承認しなければできない。この承認が出ないということなんです。こういう実情に多くの学校はある。もちろん学校へ出てきて研修は可能ですよ。ただ、研修場所を特定するものではないというふうに私は受けとめているんですね。

ですから、そういう考え方で、もう少し幅のある研修の仕方が十分できるのではないかな。この辺が法の考え方が生きているかどうか、

本当に身のある研修を、教師一人ひとりがするという形で保障されるか。その辺の考え方についてお尋ねをしたいということでもあります。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、教育予算についてであります。子育てや教育は、その地域の未来への投資であると考えております。今後とも本市の置かれている状況を踏まえ、教育費のあり方について、引き続き調査検討してまいりたいと考えております。

次に、小学校農業体験学習についてであります。日本では今食が持っている、作る人と食べる人の顔の見える関係が薄れ、生産や調理の知恵と技術が忘れられつつある中で、食の安全や信頼を揺るがす事件が多発しています。栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題、食の安全の問題、食の海外依存の問題が生じ、先人から育まれてきた日本の食が失われる危機にあると言われております。

また、子どもの食生活においても孤食、いわゆる一人で食べる子どもが増加していると言われております。何を食べるかによって社会は変わり、自然環境も変わるということ、つまり、地域の資源を使って栽培された農産物を食べる事で、地域の農業を守り、食料自給率を引き上げ、生物多様性といった自然環境を維持することが出来ると言われております。このような中で、子どもたちに食に関する望ましい判断が出来るような体験の機会や、学びの場を作り、子供の頃に五感を通じて豊か

な自然体験、食の大切さ、つまり生きる力を学ぶことが求められていると考えています。

平成17年に成立した食育基本法においては、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけており、学校教育にその担い手としての役割が大きく求められております。食とは、他の命、生命をいただく行為であるということや、地域の文化・生活・社会などを学ぶうえでも、本市の基幹産業である農業は最も身近な教材になると考えております。

食の教育とは食が自分の命を守るものであると共に、日々の食がたくさんの人の手を通じて、農山漁村と地域社会や自然環境とつながっていること、こういったことを感性・知識・経験を通じて身につけるものだというふうに考えています。

本来、地域にとっての子育てや教育は、子どもたちをどのように育てたいのか、子どもたちに何を伝えたいのかということであり、それは、地域の未来にかかわる問題とも言えます。子どもたちが大人になったとき、地域の農業や食文化、自然環境を継承し、育った地域に誇りを持ち、豊かで楽しく、おいしい食生活が過ごせるよう、食を通じた生きる力を育むため、学校教育に食と農に関する教育を位置づけ、みんなで支えていくことが今地域に求められていると考えております。

このため、これまで各学校で取り組んできた総合的な学習の時間の農業体験学習の成果を生かしながら、来年度以降において小学校の教育課程に一定時間農業体験学習に当たる時間を確保し、土づくりから種まき、生育、加工、調理、食、さらには廃棄に至る一連の

流れを体系的に学習する仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

カリキュラムにつきましては、市としての規定カリキュラムを作成し、各校ごとに編成すると共に、副読本の作成などにより指導や学習が進められるよう対応するほか、農業支援につきましても、地域や農業関係団体と連携しながら、人材の確保を図ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、このような考え方から、今後とも教職員を始め、地域の方々と懇談の場を設けていくなど、共通理解に立って事業を推進する環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、長期休業中の校外研修についてであります。教員は校長の承認により、校外研修を行うことができるものとされていることから、校長は長期休業前に教員から研修願いの届けを求め、その内容が研修としてふさわしいものについて承認を行っているところであり、適正に対応しているものと認識しているところでございます。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 教育予算についてありますが、私は特に美唄の教育費が絶対的に大きく落ちているという問題の指摘と、さらに他との比較において美唄の状態を客観的に認識をしていただくということの必要性を申し上げたわけです。

それで、他との比較における調査をやっていくということですから、その事はぜひお願いをしたいということで、最後の答弁がちょっとその部分で足りなかったかなというふうに感じます。

それから、グリーンルネサンスの問題ですが、ただいま答弁いただきましたが、現在の日本には食に関するさまざまな問題点があるということは理解をします。それは、非常に多岐にわたる問題だというふうに思います。子どもたちの食生活にも問題があるということも承知しています。それから、食育が生きる上での基本で、知・徳・体の基礎とするのは1つの考え方だなという事も思います。子どもたちが成長して、地域の産業や食文化、自然環境を継承すると、豊かな生活を継承すると、そのことが食農教育が地域に求められるという、そういう考え方があるということとはわかります。そして、それらを双方の学習の時間に踏み込みたいという考え方で述べられました。

ただ、私のそう豊かじゃない経験を基にして考えてみますと、現在日本に置かれている食にかかわる問題というのは、これは1地域ということではなくて、本当は日本の国をあげて取り組まねばならない大きなテーマではないかなということも思います。とりわけ現在農業を取り巻く国の農政のあり方で言えば、これはもうさまざまな問題を抱えているわけです。食を支える第一線の皆さんの生活が、きちっと真剣に仕事に取り組めば、そのことによって生活が成り立っていく、というような状況になんてなってきたと。このこと1つをとっても、やっぱり大変な問題だというふうに思うんですね。食農教育の必要性というの、単に美唄だけの問題ではないなと。

それから、子供の抱える問題も、近くで見ればそれは家庭の問題、しかし、少し視野を広げて見れば、大きく社会にその原因が求め

られる。社会の変化ですね。それから、社会の変化が家庭生活の変化を余儀なくしているという状況もあるわけです。今述べたような私なりの考え方を持ちますが、それは置いて、今答弁いただいたような考え方で進めるとして、市の規定カリキュラム、学校ごとのカリキュラム、あるいは副読本等をつくる、これらは学校の教師による作業がどうしても必要になりますね。研修のところで述べたように、教師の置かれた多忙な日常勤務に新たな負担がここではかかるなということを私は心配をいたします。これらをどう解決をしていこうとされるのか、その事をお聞きをしたいと思うんですね。

それから、答弁にあったように、教職員との懇談の場を設けて、共通理解に立って、事業推進の環境づくりに努めると。努力をされるということですね。この部分も、ぜひその実施ありきの議論ではなくて、実現の可能性を含めた議論をぜひ大切にしていきたい。教育委員会で決めたんだからと言う、そういうことを前提にした議論ではなくて、本当の議論をすべきだというふうに私は思ってます。そのことが無ければ、本当に真剣に取り組まれる学校での活動というふうにはならない。現在の段階では、先程、校長会と教育委員会とで検討しているという答弁がありましたけれども、校長会で教育委員会からこういうことをやりたいというふうに説明されたら、校長からは異を唱えるということにはならないのではないですか。そういう立場に校長はないと私は理解しています。ですから、誰1人反対はもちろん、疑問も出ないのではないかと、前向きな発言しか多分出ないんじゃない

かなというふうに感じます。現場の声を聞いてというふうにおっしゃいますけども、アリバイではこれは意味はないわけで、本気で案の是非について議論をする。そして委員会の提案で集められたメンバーが、本気で子どもたちや具体的に指導に当たる教師たちのことを1番に考える立場をしっかりと持って、議論に参加できるという事になればいいと思うんですね。そういう議論を積み重ねて方向性を現場の考え方を大事にして探っていただきたい。これら含めて、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、最後の長期休業中の研修の問題ですけれども、適正な対応がなされているという、そういう答弁なんですけども、再質問の時にちょっと教特法をごちゃごちゃ言いましたけれども、美唄市の現状は適正な対応というふうに私は受け取っていません。校長は研修の計画を求めるその前段で、校外でなければできない研修、できない中身の研修については、承認するという事を明言してるんですよ。そうすると、どうせ承認されないなら計画出してもしょうがないなという考え方になれば、計画は出さないで学校へ行けばいいんだらうということ、学校へ出るということになるということですね。日常的に超過勤務の実態があって、それと普段の授業の為の教材研究も十分にできないという状況に置かれている教師たちが、せめて子どもが休みの期間、じっくり、例えば夏休みであれば2学期に備えて自分を磨く準備をする、そういうことがじっくり出来るという事を、どうせなんかやるんなら、学校へ出てくればいいだらうという考え方じゃなくて、それは教師に任

せて場所は選ばせるという考え方があって、私はいいというふうに思っています。

ただ、今の学校長は俺の目の届く範囲に入れば間違いはないという考え方が極めて強くて、私はもっと部下職員を信頼して、任せるものは任せると。その代わり計画と報告はしっかりもらいますよという事で、やり得るのではないかとというふうに思うんですね。教師が仕事に追われて疲れてしまう。そして、授業の準備も十分できないままに教室へ行くということになって、被害を受けるのは子どもです。やはり美唄の教育を本来のものとして機能させるためには、しっかり教師に研修をしてもらって、中身のある人間として幅の広い人間となってもらって、教壇に立ってもらうということ、そのことに教育委員会もしっかりと努力をされるべきだというふうに思うんですけども。その辺ですね、もし私の言うことに疑問があるということであれば、学校の実態調査をされてもよろしいのではないかとというふうに思います。

ぜひ、有効な夏休みとなるように、手だてを講じる、そういう考え方に立っていただきたいということを申し上げて、もう1度お尋ねをします。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、小学校農業科体験学習についてありますが、子どもたちとともに地域住民自らが地域に根ざし、暮らしに学ぶという考え方から、農業の持つ教育的価値に着目し、それを生かした体験学習活動を通じて、子どもの生きる力を育み、今日の教育課題の解決に

結びつけていこうと考えております。

それは、美唄の子どもたちが日々暮らしている生活の場で、どんな人が、どんな思いで、どんなふうに食べ物を育てているのか、どうすればここがもっと暮らしやすくなるのかを考え、先人がいたから今自分がここで生きているということを学ぶということであり、自分が暮らし、育まれている場所や、人々のことを体験的に理解することにつながると考えています。このため、地域の生業、暮らしを立てるための仕事について、教科との関連を踏まえながら、総合的な学習時間を活用して学ぼうとするものであり、学校と家庭、地域が一体となって取り組んでいく必要があると考えています。

いずれにいたしましても、事業の推進に当たりましては、教職員の力によるところが大きいことから、学校現場において進めることの意義や、方向性についての十分な理解を図りながら、具体的なカリキュラム、取り組むべき内容等について議論を重ねる必要があると考えておりますので、必要な環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、長期休業中の校外研修についてであります。教員は校外研修願いの中に研修内容等を記載して提出をし、校長は、その内容により承認しているところでございます。長期休業中は教職員は基本的に勤務日であることから、学校長は適正に対応しているものと認識しているところでございます。

教育予算についてであります。今後とも本市の置かれている状況を踏まえ、教育費のあり方について引き続き調査検討してまいり

たいと考えているところでございます。

●議長内馬場克康君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

8番、米田議員。

●8番米田良克議員 お許しをいただきましてありがとうございます。

最後に答えられた教育予算の問題は、今回同じ答弁を繰り返されたわけですがけれども、他のまちとの比較の問題を実態をしっかりと把握をして、それについて教育委員会の考え方を正していただくということを、ぜひ私は求めたいわけですし、そういう趣旨でお尋ねをしますから、それにかみ合う形で答えをいただければというふうに思います。

それと、一番最後の教職員の研修の問題で、これも最後におっしゃられた、長期休業中は基本的に勤務日であるということ、全くそのとおりです。子どもは夏冬休み50日間ということで休む。子どもは長く仲間とともに学んできた学校の間を離れて、今度は家庭をベースにして、そして、季節に合ったかなり自由な活動をそこで行なうということ。その裏を返せば、子どもへの対応で日々追われて生活していた教師の側は、そのことを離れてしっかり自らを磨きなさいという、意味合いが大変強い。それが、教特法の考え方だというふうに思いますね。

ですから、あんまり私もそのことにこだわりたいではないんですが、とにかく学校を離れての研修ということを認めたがらない校長が余りにも多い。認めないケースがほとんどであるということなんですね。ですから、修養

って言葉が出てましたよね、19条に。大事なのはやはり具体的に教授テクニックとか、それから教える内容に関する学習も必要ですけども、人間としての自らを磨く作業、それが修養という言葉でないかと私は思うんですね。

大学出て、そして、大学在学中に多くの人は教員採用試験を受けて、そして、最近はなかなか受かるの難しくなったようですけども、受かると。そのことによって3月に卒業して4月からうまくいけば勤務ができるということになるわけですね。大学において学んだことで、教員免許状をもらおうと、手にするということになるわけです。

しかし子どもを教える経験は、そこではほとんどゼロからのスタートですよ。しかし、教師としては一人前ですという扱いをされるわけですから、今は初任者研修制度があって、最初の1年目でかなりの時間これはもう否応なしに研修をさせられるっていうふうな。私どもの頃にそういうのはなかった、全くなしですね。ですから、日々子どもとつき合っていく中で、あるいは職場の仲間からいろいろと学ぶ、学びとるということで自分を磨いていくということにならざるを得なかったんですね。

それが、今、そういうまだまだ未熟な教師が1学期間真剣になってやってみて、足りない分夏休みにしっかり勉強するぞという気持ちで夏休みを迎える。その時にさまざまな場面を利用して研修を重ねることが、私は大きな意味があると思っています。もちろん学校で出来る事もたくさんあります。それは学校へ出てやればいい。ただ、学校を離れな

ければできないというものもある。それを、こういって、ということで計画を出したときにすんなり校長が認めると。教特法の趣旨は、研修する権利としての研修だよという考え方が解説で述べられてますように、私はこれを学びたいと言った時に、よし、しっかり学んでこいという事で、認める。結果に期待してるぞ、ということでの承認だと私は思うんですね。それを一々中身についてチェックをして、言わば認めないためのチェックということが現実に行なわれているんですよ。だからそういうことは本来ではないでしょうと、いうことを申し上げているわけですし、先ほどの教育長のような答弁の考え方でいけば、現場の実態に即して、しっかり研修してもらおうという立場からの答弁ではちょっとなのではないかという、そういう気持ちすら持ちます。

今一度、是非本当に研修してもらおうんだよという立場で考えて、お答えをいただければと思います。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えします。

教育予算についてでございますが、今後他市の実態も十分調査して検討してまいりたいというふうに考えています。

次に、長期休業中の研修についてですが、研修の承認に当たりましては、いやすくも市民の誤解を招くことのないよう、当該研修の必要性和妥当性や、学校運営上の支障の有無などとともに、私的業務との明確な区分や、その必要性についての適切な判断が必要とされており、この趣旨により個別に判断

されることとなっているべきと考えております。

いずれにいたしましても、教師としての専門性、資質を向上させるという、そういう研修の充実に今後とも努めてまいりたいと考えております。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

●議長内馬場克康君 ただ今の議事進行発言について、発言を許します。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 発言お許しいたしまして、ありがとうございます。

米田議員の発言は4回でございますから、会議規則ただし書きでそれ以上は出来ません。

私は、議長から答弁者に対して、是非補足答弁をお願いをしたいという趣旨で、議長から発言をしていただきたいという趣旨で申し上げたいことがございます。

教育予算の美唄の置かれた状況と他市比較の問題について、4回目の質疑に対して教育長は他市の状況を調べますという、こういうことでございました。

これ今始まったことじゃなくて、何年から、何年前でしょうか、これ忘れるぐらいから、これは言い続けてることなんです。

今米田議員のこの指摘につきましては、そのデータとなるのは、労働組合が調査をしたものでございます。これも、いわば専門家が、専門的な知識を持って、そしてデータを分析をして、つくり上げたものかどうかわかりません。しかし、明確に美唄の教育の位置づけというのを申し上げたわけです。全道で下位にあると。これは委員会でもそれから常任委員会の議論の中でも過去出されまして、調べ

る調べると、こういうことなんです。しかし具体的に美唄の位置づけはどうなんだということは一度も答えてない。

私は、これは公費、私費の負担割合の問題も、今まで議論しておりますが、教育長が新しくなられて、スタッフも代わられたわけですから、従来の議論経過もありますから、具体的に検討というのはどう検討されているのか、検討した結果、その内容がどういうものなのか。やってないんならやってないと、こう言ってください。そういう次につながる議論をしたいと思うんですよ。

議会として指摘する側も、率直に言って同じ共通の認識で美唄の教育の現状をとらめたいと、予算の面から。ここを一致しなかったら次につながらないじゃないですか。充実するにしても、何するにしても。少しく発言者の趣旨をとらまえて、次につながるように、調査検討でも、果たして具体的に今まで何をしてきて、そして何が課題で、いつまでにこの調査研究を節目を見ようとしてるのかですね。また同じ事やって、また調査研究なる可能性ありますよ、これ。

そういう意味で、申しわけありませんけども、1つ答弁者の方に次につながる議論を、答弁をお願いをしたいと。こういう事で、議長の議事整理をお願いしたいということでございます。

●議長内馬場克康君 ただ今の議事進行発言について、議事整理をいたしたいので暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時10分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの紫藤議員の議事進行発言について議会運営委員会において協議した結果、米田議員の4回目の教育予算について、補足答弁を求めることといたします。

教育長。

●教育長板東知文君 米田議員の4回目の質問に対する補足答弁をさせていただきます。

教育予算について、他市との比較についてであります。これまで文部科学省がまとめた教育費調査に基づき検討を行いました。各市町村によっては報告する費目が統一されておらず、学校改築・修繕等の取り扱いもそれぞれ違う為、この資料で比較することは困難と判断したところでございます。

次に、決算統計資料における教育費の一般財源の額について調査比較を行いました。結果として、児童生徒1人当たりの比較と、学校1人当たりの比較とでは大きな違いがあり、同じ条件で比較することは困難であると判断したところでございます。

今後、投資的経費を中心に各費目のとらえ方を精査するなど、説明責任の観点から年度内を目途にさらに調査検討してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

●議長内馬場克康君 この場合、理事者に申し上げます。

今後におきましては発言者の意を十分踏まえて、答弁をされるようお願いいたします。

一般質問を続けます。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成21年第2回定例会にあたり、大綱3点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

最初に、市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、財政問題についてであります。

その1つ目は、国による09年度の補正予算としての追加経済対策についてであります。この問題は、これまで何人かの同僚議員の質問がありましたが視点が違う部分もあり、できるだけ重複を避け質問をさせていただきたいと思います。

この追加経済対策には、いわゆる地域活性化経済危機対策臨時交付金が含まれていますが、その本質は入口はばら撒き、出口は消費税増税という、将来に大きな国民負担を押しつける極めて恣意的なものであります。自公政権は、これまで構造改革、地方分権の名のもとに、地方交付税の削減、社会保障費の切り下げなどにより、地方自治体は疲弊の極みに達しています。その上アメリカ発の経済危機により、地方自治体の経済危機混乱は筆舌に尽くしがたいものがあります。こうした中での追加経済対策であります。追加経済対策については、多くの問題点がありますが、自治体に対する臨時交付金については一時的なものであっても、雇用促進、地域経済の発展のために有効に活用しなければならないと考えます。この臨時交付金の枠は1兆円とされ、自治体での使い道は地球温暖化、少子高齢社会の対応、安全安心の実現、地域実情に応じた細かな事業に交付するとしています。自治体にとっては、かなり広範囲な事業に取り組まれる内容であります。

お聞きしますが、この臨時交付金の本市への交付額はどれだけになると見込んでおられるのか。

また、国の当初予算に組み込まれている地域雇用創出推進費は、どれだけになるのかお聞きいたします。

2つ目は、地域活性化に向けた本市の取り組みについてであります。この地域活性化経済危機対策臨時交付金は、本市の雇用促進、地域経済の活性化に向けて有効に活用しなければならないと思いますが、具体的にどのようにお考えなのか。

また、地域懇談会などでの地域や市民から寄せられている要望が、どう反映されるのかお尋ねいたします。

また、地域活性化公共投資臨時交付金の見直しについてもお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、介護保険制度についてであります。介護の問題は介護を受ける本人にとっても、また、介護をしている家族にとっても極めて深刻な問題です。

介護保険制度は、今年4月で10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量は増えてきましたが、社会保障費切り捨ての構造改革のもとで負担増や、介護取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族介護などのために仕事をやめています。高い保険料、利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦にした痛ましい事件は後を絶ちません。介護現場の劣悪な労働条件の改善も急がれます。たび重なる介護報酬の引き下げにより、介護現場の労働条件は非常に劣悪です。介護現場を改善し、利用者の生活と権利を守るた

めにも、生活できる賃金、誇りとやりがいを感じられる労働環境の整備などが不可欠です。

ところが、現在の介護保険は利用者が増えたり、労働条件を改善すれば直ちに定職者まで含めて保険料利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えています。3年ごとに保険料は値上げされ、既に平均で1月4,000円、本市においては4,050円となっています。こうした矛盾を抱えながら、今年の4月から3回目の見直しによる取り組みが始まっています。その見直しによる影響がどのようなものなのかお聞きいたします。

その1つ目は、改定された保険料の各段階の値上げ幅についてです。4月から介護保険料が改定されましたが、各階層ごとの新旧の保険料の額と値上げ幅がどれだけになるのかお聞きいたします。

その2つ目は、要介護認定の変更された調査項目についてであります。4月から要介護認定が見直しされ、認定調査項目に変更があったと聞いていますが、その主な内容がどのようなものなのかお聞きいたします。

3つ目は、認定の新方式による各事業所への影響についてであります。新しい要介護認定方法により、これまでよりも要介護度が軽く認定されるケースが多くなると新聞などでも報道されていますが、介護保険施設の入所者の要介護度が低くなると、それに伴い介護報酬が少なくなるなど、施設経営も厳しくなることが予想されます。ある地域の特養ホームでは、ベット数を減らして対応している事例もあります。季節事業者への影響がどのようなになるのかお聞きいたします。

4つ目は、保険料の値上げ等に伴う各種サ

ービス利用の減少についてであります。経済状況が極めて悪化している中で、介護保険料が値上げされましたが、介護サービスを受けている人が、保険料値上げに伴う経済的負担の増加等により利用していたサービスを減らすような事態になっていないかどうか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、教育行政について教育長にお尋ねいたします。

その1つ目は、三井美唄幼稚園の今後の見通しについてであります。平成21年1月に策定された美唄市財政健全化計画では、三井美唄幼稚園は平成22年度末で閉園とし、それによる効果額は623万円となっています。

また、市立幼稚園配置の見直し計画によれば、三井美唄幼稚園については、今後の入園児数の推移を見守り、単独での運営の継続、または閉園、保育所機能を付加した幼保一元化等について検討するとなっています。5月19日に開かれた三井美唄地域懇談会での教育委員会事務局からの説明では、現状では幼保一元化は難しい。今後の入園数の推移から見ても、閉園もやむを得ないということです。改めて話し合いに臨んだ教育委員会のお考えをお聞きいたします。

また、その場に参加された保護者や地域の意見等はどうであったのか、今後の見通しについてどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

2つ目は、東栄小学校の統廃合についてであります。この問題については、先ほど米田議員からの質問もありましたけれども、私からも質問させていただきたいと思います。

5月15日、教育委員会は東栄小学校で東

栄小学校と東栄小学校の統合について、PTAとの懇談会を開催したとのことですが、この懇談会においてそれに臨んだ教育委員会の考え方はどのようなものであったのか。また、それに対して保護者からはどのような意見が出されたのか。そしてまた、今後の進め方をどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

3つ目は、光珠内中央小学校の跡地利用についてであります。光珠内中央小学校は、今年4月から廃校になっていますが、市民からは廃校のまま放置することはもったいない。利活用できないのか。という意見が多く寄せられています。

今各地で廃校の利活用が図られ、インターネットによる公売なども話題となっています。学校や跡地の有効な利活用をどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

4つ目は、小学校外国語教育についてであります。小学校では学習指導要領により、外国語教育が平成23年度からの本格導入に向け、本年度は年間10時間ないし20時間を目途に実施しようとしています。現状はどのようなになっているのか。また、昨年度改定された指導要領で授業時間が増えていることから、子どもたちに無理がかかっていないのかどうか。さらにまた、外国語教育という新たな負担を担う教員に、重荷になっていないのかどうか、お聞きいたします。

5つ目は、高等学校の配置計画についてであります。本定例会の初日である9日の議員協議会において、教育委員会事務局から美唄高校と美唄工業高校との統合についての説明がありましたが、不明確な点もあり、お聞きいたします。

説明では、新設校は5学級、5系列として、大学と進学に関する系列、地域環境に関する系列、電子製品に関する系列、食品に関する系列、デザインに関する系列となっていて、それぞれ系列の内容が示されていますが、そのカリキュラムがどうなっているのか、極めて不透明です。この系列を中学生にも、また保護者にもわかりやすく明確にして、できるだけ早く知らせる必要があると思いますが、その決定の時期と市民周知の見通しがどうなのか、お聞きいたします。

併せて美唄市高校問題等対策協議会の今後の動きがどのようなになるのか、お聞きいたします。

6つ目は、経済的事情による高校生の授業料の滞納、退学についてであります。6月14日、つまり昨日の北海道新聞の報道によれば、道内の大学・短大での授業料の免除や減免、延納を申請する学生が増加し、その理由として、親の解雇や賃金の引き下げを上げています。このことは高校生にも当てはまることであります。長引く不況による格差の拡大は、高校生の中にも経済的事情から授業料を滞納したり、また場合によっては退学するケースも市内でも出ていると聞いています。本市での高校生の授業料の滞納や、経済的な事情での退学の実態がどうなっているのかお聞きしたいわけですが、美唄在住の高校生といっても通学している高校はかなり広範囲にあることから、その掌握は難しいのであれば、道段階での現状についてお聞きいたします。

以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、財政問題について、追加経済対策の本市への影響についてであります。現在国からの通知等で概ね金額が把握できているものは、平成21年度当初予算の地方交付税で措置されている地域雇用創出推進費約9,000万円と、このたびの国の補正予算による地域活性化経済危機対策臨時交付金約2億9,900万円であります。

なお、そのほかの経済危機対策に関連する予算については、現在情報収集に努めているところであります。

次に、地域活性化に向けた本市の取り組みについてであります。地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用する事業の選定に当たっては、現下の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、中小企業の受注機会に配慮した公共事業の実施や、緊急雇用対策、高齢者等の安全確保、市民生活にかかわりが深い施設の整備などを考えているところであり、現在美唄21世紀まちづくりプランや、これまでの地域要望等も踏まえ、市の内部で検討中であります。

また、併せて市内の経済、農業、労働関係など、6団体に意見、アイデアの提出のお願いをしているところであり、これらを総合的に勘案して検討してまいりたいと考えております。

そのほかの国の経済対策に関連した各省庁の補助事業や、基金事業、また地域活性化公共投資臨時交付金事業などについては、まだ具体的に示されていないものが多く、今後、国や道の通知等に基づき対応を検討することとしております。

次に、介護保険について、認定調査項目の変更についてであります。本年4月からの要介護認定の見直しに伴い、調査項目がこれまでの82項目から74項目に変更されたところです。主な内容といたしましては、自分勝手に行動する、話がまとまらないなど、認知症に関連する6項目が追加された一方、主治医意見書の項目と重複していた。足や肘の拘縮、飲水などの他、認定調査の際に客観的な回答が難しいとされた電話の利用、火の不始末などの14項目が削減されたところであります。

次に、要介護認定見直しによる事業所への影響についてであります。今回の見直しにより要介護度が軽度に判定され、必要なサービスが利用できない恐れがあるといった指摘があり、厚生労働省では要介護認定の見直しに係る検討検証会で見直し内容の検証を行っている」と承知しております。この検証が終るまでの間、安定的な介護サービスを確保する為、従来より軽度になった場合は元の要介護度に戻すなどの経過措置が設けられており、要介護度が軽度になっても従来のサービスが利用可能であることなどから、事業所への影響は現時点では少ないものと考えております。

次に、介護サービス利用の減少についてであります。本年4月の介護給付費の給付実績では、昨年同期の実績と比べて給付件数などに大きな差はない状況となっております。

なお、介護保険料の改定につきましては、保健福祉部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 保健福祉部長。

●保健福祉部長中川直紀君 改定された保険

料の各段階の値上げ幅については、私から答弁させていただきます。

介護保険料の改定についてであります。本市の介護保険料につきましては、所得に応じて6段階の年額保険料区分としており、本年4月からの改定では、第1段階及び第2段階では2万1,600円から2万4,300円となり2,700円の増。第3段階では3万2,400円から3万6,400円となり4,000円の増。基準額となる第4段階では4万3,200円から4万8,600円となり5,400円の増。第5段階では5万4,000円から6万0,700円となり6,700円の増。第6段階では6万4,800円から7万2,900円と8,100円の増となっており、各段階において概ね12.5%増としたところでございます。

●議長内馬場克康夫君 教育長。

●教育長板東知文君(登壇) 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、三井美唄幼稚園の今後の見通しについてであります。園児数については昨年20人を下回り、今年度は5月1日現在で、さらに13人に減少している状況にあります。この為、平成19年度に策定した公立幼稚園の配置見直し計画に基づき、これまでの保護者との話し合いの経過を踏まえ、配置の見直しに向けた地域懇談会を本年5月19日に開催したところであります。説明内容といたしましては、これまでの園児数の状況から閉園を検討せざるを得ないこと。また、幼保一元化については施設の拡充が必要であり、今後の園児数の推移を見据えた場合、将来とも維持していくことは難しい状況にあるとの考え

方をお伝えしたところであります。お集まりいただいた保護者や、地域の皆様からは、将来的には幼稚園も保育所もなくなるのではないかと。地域にとって幼稚園がなくなるのは痛手である。私立幼稚園に入園した場合の経済的負担が不安である。地域の中で幼稚園、小学校、中学校と学んでいくことが望ましいこと。などの意見が出されたところであります。

教育委員会といたしましては、幼稚園の置かれている厳しい現状を踏まえ、今後とも配置の見直しに向けて、保護者や地域の方々と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に東栄小学校の統廃合についてですが、小学校の配置見直しにつきましては、これまでも一定数の同年代の児童数の中で育つ教育環境が望ましいとの考えから、複式校のうち今後も児童数の増加が見込まれず、教職員の配置など、学校運営全体にさまざまな影響が生じることが想定される時点で、PTAや地域の方々と話し合いを踏まえて、配置見直しを進めてまいりました。

東栄小学校についても平成22年4月には完全複式化が予想され、その後の児童数の増加も見込まれないことから、PTAとの懇談会を開催し、配置見直しについて意見交換を行ったところでございます。出席したPTAの皆様からは区域外通学する児童が多いことが統廃合の背景にあるのではないかと。学校選択制を導入すれば小規模校の良さをアピールして、東栄小学校の児童数を増やせるのではないかと。などの意見が出されたところであります。また、閉校になった場合、避難場所を確保してほしい。スクールバスや通学路の歩

道、街灯の整備など、登下校の安全を確保してほしい。などの意見も出されたところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも配置見直しに向けて、保護者の皆様さんとのお話を進めると共に、地域の皆様さんにも説明してまいりたいと考えております。

次に、光珠内中央小学校の跡地利用についてですが、国の財産処分の弾力化の考え方などを踏まえ、地域の活性化につながるよう、地元の意見等を伺いながら、全庁的にその利活用のあり方について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校外国語活動についてですが、改訂学習指導要領により、今年度から新たに取り組む内容であることから、本市においては今年度すべての小学校で第5学年及び第6学年を対象に年間10時間から20時間を目途に実施することとしております。小学校外国語活動は、中学校外国語教育を単に前倒ししたものではなく、外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験する活動であると認識しております。

また、その指導に当たっては、中心になって推進する教職員が北海道教育委員会主催による研修会に参加し、その教職員を中心に昨年度から校内研修等により準備し、対応しているところであります。

次に、高等学校の配置計画についてですが、北海道教育委員会によりますと、総合学科における系列と具体的な検討は、美唄高校と美唄工業高校の教職員により構成される統合推進委員会において、本年9月を目途に進めることとしており、その後、中学校や

地域に向けた広報活動を行っていくと伺っております。

美唄市高校問題等対策協議会としましては、統合準備委員会の検討経過の把握に努めると共に、本年7月に開かれる空知南学区地域別検討協議会における検討状況を踏まえ、北海道教育委員会に対して、地域としての要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、経済的事情による授業料の滞納、退学についてであります。空知教育局によりますと、全道の高校の滞納者数及び滞納総額は、平成19年度末現在で2,051人、金額にして1億1,273万2,000円となっております。

また、平成19年度における中途退学者数は2,390人で、在学者に占める割合が2.0%となっております。

なお、中途退学の理由につきましては把握していないところでございます。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 この場から何点か再質問させていただきたいと思います。

最初に、地域活性化に向けた本市の取り組みについてであります。昨今の経済の悪化による家庭経済の逼迫や、本市の財政健全化計画での市民負担の増加で、市民生活は一層厳しくなっています。

先月の29日から行われた議会報告会でも、市政に対し市民から多くの要望が出されました。これについては、近くまとめて理事者に提出される予定であります。市長に対しても市民や地域からさまざまな要望が出されていることと思えます。こうした要望に応えていこうとしているのか。また、今年の2月に

地域活性化生活対策臨時交付金や、ふるさと雇用再生特別交付金の本市での各事業を取り組むに当たって、それまで寄せられた市民の要望を共産党議員団として15項目にまとめて市長に提出しましたが、そのうちの幾つかは取り組まれています。まだ多くの要望が残されています。こうした市民要望にどう応えようとしているのかお聞きいたします。

次に、介護保険の問題ですが、その1点目、この4月から保険料の改定のほかに、介護報酬の改定も行われて、施設への交付金が3%値上げされました。お聞きしたいのは、この介護報酬の改定が介護従事者の処遇の改善にどのように反映されているのかお聞きいたします。

次に、調査項目の見直しについてですが、この見直しによって、これまで認定されていたものよりも、軽く認定されて実態に合わないという批判が世論として大きくなり、国としても再度見直ししなければならないという事態になっています。本市の場合見直しによって調査項目によるコンピュータの第1次判定と、介護調査員や医師の意見による第2次判定の違いがどのようになっているのかお聞きいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。

最初に幼稚園についてであります。5月19日の懇談会で参加者からは三井美唄幼稚園の閉園は入園者が少ないから閉園するというのは名目であって、本音は市の財政が苦しいからではないかという厳しい意見が出されました。ある意味では、正鵠を射ていると思います。こうした意見は、東栄小学校の地域の人たちにも共通したものがあると思います。

今後とも地域の人たちの話し合いを深めて、双方の納得の上で物事を進めていかなければならないと思いますけども、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、外国語教育についてであります。最近テレビを見ていて思うんですけども、テレビのバラエティー番組に出演しているタレントですけども、英語なのか和製英語なのかよくわかりませんけども、そうした言葉を頻繁に使っていることをよく目にするわけです。しかし、その使い方は本来その言葉を使用している母国の使い方と違った意味合いで使っていることが多いことと、そうした人たちが意外と正確な日本語を知らないということがあります。これは番組の品位にかかわる問題であります。こうしたバラエティー番組は若い層の人達に人気がありますが、間違った外国語を広げるという否定的な側面を持っています。

小学校での外国語教育は当面、年間10時間ないし20時間、平成23年からは35時間ということですが、小学生にその程度の時間で外国語が身につくとは思えないわけです。それよりも母国語である国語の充実を図るべきだと思います。

また、教師にしても教材づくりや研究など負担が大きく、行き届いた授業がおろそかになりかねないわけです。外国語教育については見直しが必要と思われますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、高校の統廃合についてであります。統合された新しい高校の母体校は美唄高校とされており、美唄工業高校を利用した産業キャンパス科は困難としています。そうすると

美唄工業高校は廃校になるわけですが、昨年度の教育委員会から統合が問題になったとき、多くの市民が美唄工業高校の存続を願い、1万2,000筆以上の署名を道教委に届けましたが、そうした市民の声にどのように応えていくのかお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、地域活性化に向けた市民要望等への対応についてであります。事業の選定に当たりましては、本市の経済、雇用情勢や地域、団体等のご意見、ご要望を十分に踏まえながら、限られた財源を有効に活用するよう、総合的に勘案してまいりたいと考えております。

次に、介護従事者の処遇改善についてであります。今回の介護報酬改定につきまして、介護従事者の処遇改善を目的に、3%引き上げられたものであることから、給与面などについて一定の改善が図られるものと考えております。

なお、厚生労働省においては、今年10月に介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかを検証する為、介護従事者処遇状況等調査を実施する予定となっております。

次に、見直し後の認定状況についてであります。4月から6月8日までの認定審査会で認定した192件について申し上げますと、コンピュータによる一次判定で従来の要介護度より軽度に判定されたものが45.8%、重度に判定されたものが25.5%、同じ判定となったものが28.6%となっております。

す。認定審査会による二次判定では、軽度に判定されたものが16.1%、重度に判定されたものが28.1%、同じ判定となったものが55.7%となっております。また、軽度になった場合は、従来の要介護度に戻すなどの経過措置適用後においては、軽度になったものが2.6%、重度になったものが25.5%、同じ要介護度のものが71%となっております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、三井美唄幼稚園などの配置見直しについてであります。子どもたちにとってのよりよい教育環境を整えていくことが必要であると考えており、今後とも保護者や地域の方々に配置見直しについての考え方が理解されるよう、話し合いを進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校外国語活動についてですが、中学校段階の文法等の外国語教育を単に前倒しするのではなく、あくまでも体験的に聞く事、話すことを通して、音声や表現に慣れ親しむこととしており、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標にしております。

また、新しい学習指導要領においては、言語活動を重視するという考え方から、国語科の授業時数も全体として増加させる他、各教科等でレポート作成や論述を行うといった言語活動を、指導上位置づけているところでございます。

次に、高等学校の配置計画についてですが、北海道教育委員会が示した計画では、

平成23年度、美唄工業高校と美唄高校の募集を停止し、新たな1つの高校をつくることとしており、再編に当たっては、両校が培ってきた特色を引き継ぎながら、市民に親しまれ、市内の子供達の多くに入学してもらえる学校づくりを進めることとしているところでございます。

教育委員会と致しましては、この新たな高校づくりに向けた作業の中で、それぞれの高校の特色ある教育が盛り込まれていく旨、伺っているところであり、今後とも地域として必要な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 介護認定の問題で、1点だけお聞きしたいと思います。介護認定の見直しというのは、言ってみれば国による社会保障費の削減のためであるということが言われており、いかに実態に合わないものかということは、先ほどの市長の御答弁でも明らかになっているわけです。要介護認定に当たっては、あくまでも実態に即したものでなければならぬと思うわけでありまして。介護保険制度が始まって10年目になりますけれども、この中でいろいろ問題点を言われてきたのは、いわゆる低所得者に対する保険料の負担の問題。

また、もう一つの問題として、いわゆる介護の認定の方法。このことも大きな問題となっていた訳であります。行き届いた介護、これが実際に介護を受ける人たちのニーズに合わないということが言われて、そのことが介護する家族にしても、また、介護される人達にしても大変な負担になっておりますし、そ

のことが全国でさまざまな形で悲劇となって表れている、そういうことも起きているわけでありす。

最近、大変ショッキングな新聞の記事を目にしたわけですが、介護保険殺人防げずと、いうタイトルなんですけどね。

これは毎日新聞の記事ですが、このように書かれています。在宅介護を受ける65歳以上の高齢者が家族に殺害される介護殺人で、08年に起きた事件の少なくとも約半数が介護保険制度を利用しながら防げなかった事が毎日新聞の調べで分かったと。介護保険では介護される人の状態を判定し、サービスを自己負担1割で提供しているが、悲劇に歯止めをかけられない実態が浮かんできてることが書かれています。

続いて、毎日新聞が06年から08年の3年間で報道した介護殺人、無理心中、これは3年間で合計で97件になる。年間約30件を越えるペースで起きてることが新聞で書かれてるわけです。そして、さらに3年間の合計で加害者側の内訳を見ると、約7割は男性だということなんですよね。核家族化などで男性介護者が急増していることが背景にあるということが、言われてるわけです。

解説としてこのように書かれてるんですけども、家族を介護地獄から解放しようと介護社会化を掲げた介護保険制度は、今年4月10年目を迎える。だが、家族の精神的、身体的、経済的負担はなお重い。家庭内での高齢者虐待は年間1万件を超え、介護うつも深刻化している。背景には、急速な少子高齢化で家族の介護力が一気に低下していることがある。そのスピードが施設がついていけな

い。行政は介護政策を施設から在宅重視へとシフトする一方、同居家族がいる人のヘルパー利用を制限していると言う具合に書かれてるわけです。欧州などでは介護者支援の動きが広がっている。超高齢化の最先端を走る日本こそ、一刻も早い支援策が求められると、記事が結んでいるわけですね。

それから、もう1種類のこれも新聞記事ですが、これも大変ショックなんですけども、産業医科大学で疫学研究をしている松田晋哉教授、これは公衆衛生学をやっている方なんですけども、この人が発表してるんですけども、高齢男性が親や妻ら虐待高齢者を介護する老老介護の当事者になると、十分な介護力がある家族と同居中の男性と比べ本人の死亡リスクが2倍になると、こういう発表をしてる訳です。つまり、男性が介護をしている場合は、他の人たちが介護する場合の介護される人の死亡率が2倍になるというデータなんですよね。そして介護している男性本人が、歩行に杖が必要であるなど身体能力が低いと死亡リスクは約5倍になるということも、報告をされてるわけです。

私も高齢者の男性という事で、この記事を見て本当にびっくりしたわけなんですけども。こうした、言ってみれば高齢化社会の中で、十分な介護を受けられない、行き届いた介護が受けられない、こうしたことが社会のひずみの現れとして悲劇が起きてるわけです。つい最近では有名な女優さんが介護疲れから母親と一緒に心中したということも、起きているわけです。

私は、これまでこうした矛盾の多い介護保険制度に対して、国に対して抜本的な改善を

求めるよう市長に対して、これまでも議会で度々要請してまいりました。そういうこともあって今回はそのことについては、繰り返しませんけれども、今美唄市として出来る事は、どういうことが出来るだろうか。

私はぜひ取り組んで欲しいという事で、要望したいことがあります。

それは先ほど申し上げましたように、介護をしている男性の精神的な負担といいますか、非常に大きなものがあります。家庭の中での炊事とか洗濯、あるいは掃除、普段男性余り慣れない仕事なんですけどもね、それを家族で介護しながら、そういう慣れない仕事もやっていかなきゃならない。そういう事から、いろいろストレスが溜まって、いわゆる介護殺人と言われる悲劇につながっていく、そういうケースも多いわけなんですけども、美唄でぜひ検討してほしいという問題について言えば、そうした男性の介護者に対する家族支援といいますか、それをぜひ検討していただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

男性家族介護者の支援についてであります。市では家族介護者相互の交流や介護技術の習得などを目的に、家族介護者交流事業や認知症高齢者家族介護教室を実施しております。

参加状況を見ますと、ほとんどが女性という状況でもありますので、今後は介護保険事業所との連携を図ると共に、全国の先進事例を参考にしながら、男性の参加を促進してま

いりたいと、このように考えているところでございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2番、森川 明議員。

●2番森川 明議員（登壇） 平成21年第2回定例会に当たりまして、大綱4点、市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

1点目は、耕作放棄地の全体調査における美唄市の調査結果と今後の対応策についてです。4月7日に全国2008年度耕作放棄地全数調査結果が農水省から発表がありました。耕作放棄地の面積はそれを見ますと、1,785市町村の28万4,000ヘクタールで推計され、そのうち、13万5,000ヘクタールが森林、原野化が進み、農地復元が困難との内容です。

この調査について平成20年第3回定例会で美唄市の調査結果を答弁で約束した感があったのですが、何ら連絡報告がありませんでしたので、農水省、道庁、空知支庁、プレスリリース、全国の状況、それと全道各市町別集計を知ることができました。ただし、空知支庁によると、各市町村の結果は、それぞれ自治体に問い合わせさせていただきたいと、そういう答弁で、美唄市の調査結果をまずお伺いをいたします。

全国の状況を拝見をいたしまして、私なりに感ずることが多くあります。耕作放棄地の面積は合計23万1,000ヘクタールで、鹿児島2万0,420ヘクタール、長野1万5,151ヘクタール、長崎1万2,340ヘクタール、ここにある調査結果ですけれども多く、秋田が458ヘクタールが一番少ない。これはちょっと驚きでした。ここに調査

の区分があります。緑・黄色・赤、内容はつぶさには申しませんが、その区分によって実態を調べたわけですが、その合計が28万4,000ヘクタール。この件について調査範囲が一部の地域に留まりまして、市町村や、また、未報告の市町村があった為に、なぜかといろいろ聞いてみますと、農水省は最終的には推計で算出をし、その結果が28万4,000ヘクタールになるとしています。再生可能の全国の見てみますと、鹿児島が9,291ヘクタール、長野が8,528ヘクタール、茨城8,062ヘクタールが多く、少ない方は富山272ヘクタール、秋田331ヘクタールで元々耕作放棄地の面積が少なく、利用率の非常に高い県です。鹿児島、長崎は恐らく離島がものすごく多いわけですから、そういうのも要因の1つではないかというふうに私なりに分析を致してる訳です。

北海道の状況を見てみますと、173市町村で7,407ヘクタール、空知は245ヘクタールと、これは以外に少なく、一番多い支庁は後志の2,388ヘクタール、少ない方は釧路の88、胆振の67、根室は0となっております。その中でこの大きな主眼である再生可能というのはどれだけあるのか。全道では3,558ヘクタール、空知は137ヘクタール。

2008年農業白書、最近出されましたけれども、耕作放棄地の解消と改革の推進、農業集落の高齢化対策など待ったなしのテーマが記述をされており、そこで、冒頭申しましたけれども、美唄市の調査結果を踏まえまして、私はこの件については、どうする3つの

課題として持っております。その3つといいますのは、引き受けをどうする、土地条件をどうする、そして作物をどうする、とこの3つですが、総合的な取り組みが必要だと思いますし、美唄市の対応策を調査結果と同様にお伺いしたいと思います。

2点目は、ムラの宝物の推せん基準とびばい百景募集についてです。

ムラの宝物について道遺産構想推進協議会が、昨年7月に第1次として国や道の文化財を除き94件、そして本年7月に第2次として65件登録をしたと発表しました。美唄市では北海道新聞は20件、これは個々の名称等は掲載されておりましたが、プレス空知は認定された19件が載っておりました。マガンのマミーちゃん、美唄湿原、宮島沼、東明公園、美唄鉄道東明駅と機関車、北海道ため池発祥の地、ビバレンジャー、旧桜井家住宅、アルテピアッツァ美唄、美唄市屯田太鼓、ハスカップ狩り、グリーンアスパラ狩り、中村のとりめし、くるみ餅、雪蔵工房おぼろづき、べかんべ最中、やきそば、米粉パン、美唄やきとりの19です。なんか1点差があるわけなんです、これは後ほど調べてみたら、12号の直線道路を認定されたようです。これは間違いないんじゃないかと思いますが、その点は確認したいと思います。

実は昨年第2回の定例会の質問で道遺産構想推進協議会を私訪問いたしまして、認定に伴う要件等をお聞きしましたが、自治体として市長名の登録申請が必要との記憶があります。今回、美唄市として登録申請にあたり、どこで、どのような協議をし、また、申請を

したのか、まずお伺いをします。

次は、囚人によって開削された樺戸道路、いわゆる通称峰延道路が歴史遺産として当然該当されるべきものと確信していましたが、申請除外、これは予想外でした。その辺の経過を踏まえお聞きをしたく、どうもその話題にもならなかったのではないかと言うかもしれません。実のところ残念に思っております。

また、広報メロディーが、認定された20件全く載せておりませんし、広く市民の宝物として知らせるべきであったと思うのですが、これには何か意図的なものがあつたのですか。

びばい百景につきまして、3月号に募集の記事がありました。これムラの宝物との関連性、この百景は写真募集で、美唄市内の風景を美唄市民に限らず市外でもよろしいという判断であります。もう既に3カ月を経過をしていますけれども、ちょっとお伺いをいたしますと、応募数が少ないという状況であるわけなんです。PR不足でないかと。ムラの宝物と当然ダブるというふうに思っておりますけれども、その辺の見解をお尋ねをいたします。

3点目は、廃校施設の事業計画についてです。この件につきましては、6月12日に一般質問に、また本日も同僚議員から質問がありました。重複は避けたいと思いますが、質問する視点が違う面もあり、あえて教育長に1つお伺いをいたします。

実は調査をしてみますと、道内の公立小中学校のうち、小学校26校、中学校7校の計33校が本年3月末で閉校となりました。先ほどもいろいろ出ておりました。美唄市も光珠内中央小学校と峰延小が統合され、地域を

直撃する少子化の波が予想以上に激しいものがあります。

道内の小学生の数、中学生の数びっくりしました。まず、小学生の数ですけれども、1959年に81万0,297名が、2008年に28万3,111人になってる。中学生の数が1962年42万0,565人が、2008年には15万0,790人、大幅に減っているという。

小中学校の数も小学校が1970年2,338校が、2009年1,277校、中学校1962年、1,332校が、2009年には664校に減り、この間10年では何と小中学校で356校が、これ道内ですよ、閉校してると。なんと全体の15%に当たります。

面積の広い北海道は、この統廃合によりまして、通学範囲が一層広くなり、スクールバスも片道1時間以上かかるという、これは続出しております。この美唄ではそれには該当しないと思いますけれども。児童、生徒、そして父兄の嘆きが聞こえてくる、こういう状況です。

美唄も地域の理解を前提に東栄小と東小学校の統合計画の方針が示され、今回の定例会でも多く質問がされていますし、この統廃合に対し、ますます拍車がかかっている、これが現況でないかと。

そこで、教育長に質問ですけれども、廃校になった旧3校、先ほどちょっと光珠内中央小学校の答弁がありましたけれども、旧西美唄小学校、旧茶志内小学校はどのような再利用の計画を立てているのですか。旧西美唄小学校は校舎が古く、解体との話を聞きますけれども、いつ実施をされるんですか。旧茶

志内小学校は一時食の駅候補にあがったと、これも記憶がありますが、どのように考えていますか、お伺いをいたします。

このところ全国各地で廃校利用によってまちの活性化を図っている、大変話題に事欠きません。道内では栗山町の旧雨煙別小学校が、これは築73年にもなりますけれども、木造二階建て、物すごくでかい校舎ですけれども、それを再生をし、体験型宿泊施設としてリフォームされ、教育環境学習のほかに文化スポーツの拠点に利活用されるとのこと。

また、占冠村も農業体験や郷土史学習に地元の名を入れた双民館として、都市との交流の場として活用されると、多くのこういう実例もあります。

実は私、栃木県に2年6か月勤務をした経験がございます。友人も多く、教育面に詳しい方もおります。廃校施設利用している資料も実は送っていただきました。同僚議員に栃木県黒磯町、黒磯市ですか、現在は那須塩原市になりましたけれども、出身議員もいます。

私の取り上げる那珂川町の件、先日お話をしましたら、あそこはいわむらかずお絵本の館として大変有名だと言っておりました。実は取り上げたい那珂川町は、馬頭町と小川町が合併をした町で茨城県堺、栃木県の東部に位置をしております。この町にいわむらかずお、先ほど言いました絵本の丘美術館と広重美術館、そして今回取り上げる3つ目のもう1つの美術館があると。それが、廃校利用が美術館だということです。資料を読んでみますと、特徴として、障害を持つ人々が創作したアート作品を展示紹介し、多くの人々にそのアートと出会う場を作る。そして誰もが自

ら創作を楽しむ場として、活動してる点です。木造校舎としては、栃木県内最古の築100年、1世紀を越す旧校舎を現在既に8年目を迎え、北海道から福岡まで広い地域から人々が集まり、会員数が280人、10代から80代まで幅広い年齢構成で、この美術館の運営には補助金、法的援助はなく、開く展覧会の入館料、会員の会費、ミュージアムショップやカフェギャラリーの売り上げ、個人や企業の寄附金、企画ごとの申請する補助金で運営されているということでした。

私はちょっとう資料を見てみますと、旧栄小を利用している美唄のアルテピアッツァと共通点が多いというふうに感じ取ったわけです。アルテピアッツァにつきましては、この間全国版でテレビで放映されておりました。ああいうの見てみるとうれしく感ずるものです。

このように廃校となった施設の利用につきまして、先進的な事例も参考とし、対応していくことが大変大切であると考えているわけです。まちづくりや交流、ふれあいの場として活用を図る、教育長はこの点どのように考えがあるのかをお伺いをいたします。

4点目は、学校選択制についてです。10年前に三重県に導入されたこの選択制、全国に広がりを見せ、希望すれば校区外の学校にも通えるという、こういう制度で2005年度に道内では江別と岩見沢市で導入をされ、現在では小学校のみが12市町村、中学校のみが1、小中学校が13市町村の計26市町村が実施しています。隣の岩見沢市は、広報に取り込みしております。中学校入学に向けて学校選択制度。そして詳しく載り、裏には

10校の特徴から全部載せていると。これが、住民全戸配布をされ、また、制度の解説が大々的に、保護者説明会、さらには学校紹介パンフ、これ驚きです。ページ47ページでオールカラーA4版。各校4ページを割いて写真入のすばらしい立派な冊子をつくって、PRに向けてでき上がっていると。そして配布をしてみると。小学校6年生の家庭に希望校調査票の配布。必要に応じて抽選を行って、中学校を決めているということです。中学校に入る場合は、御存知のごとく通学区域制度により住んでいる住所で入学する学校が決まっていますが、この学校選択制度は、これらに加えて保護者や児童の希望により中学校を選ぶことのできる制度で、岩見沢市内10校すべての中学校を選ぶことが出来、それぞれの中学校の受入れが可能な生徒数の範囲内で入学する。こういうことの出来る制度だそうです。学校間競争をあおる、こういうのは意図ではなく、児童生徒に選択の機会をつくるのが目的だという事で、お話しておりました。評価をされている事実もあるということです。美唄市のこの平成21年度の教育行政方針では、あえてこの件については触れられていませんでしたけれども、この学校選択制度についてどのような考えを持っておられるのか、メリット、デメリット面を含めて、教育長にお伺いをします。以上この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 森川議員の質問にお答えします。

初めに、耕作放棄地全体調査と今後の対応策について、耕作放棄地の解消に向けた対応

策についてであります。耕作放棄地全体調査の結果をもとに、耕作放棄地の対象となった農地の所有者の意向も勘案して、市、農協、農業委員会などの担当職員で構成する耕作放棄地解消対策協議会での検討結果を踏まえ、本年1月末に耕作放棄地解消計画を策定したところであります。計画の内容としましては、対象農地すべてに当面は保全管理をすることとしたものであります。今後においては、この計画に沿って耕作放棄地の解消に向けて農業委員会をはじめ関係団体と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ムラの宝物の推せんといばい百景募集について、ムラの宝さがしプロジェクトについてであります。この事業は北海道遺産構想推進協議会において道内各地の宝物を掘り起こし、発信活用することにより、地域やまちの魅力を創造していくという、北海道遺産構想の趣旨を全道に波及させる目的で実施されている事業であります。宝物のジャンルとしてムラの宝物、ムラの売り物、村のご飯、ムラの宝物の発掘活用の4つに分けられており、本市においては第2次募集で応募し、村の宝物で13件、ムラの売り物で6件、村のご飯で1件、全体で20件が登録となったところであります。登録された20件は市において申請したものであり、選定に当たりましては、市民の皆様にご覧いただき、本市の観光振興や特産品などとして取り上げられているものを中心に、協議検討したものであります。今後本市の宝物として市内外に情報発信してまいりたいと考えております。

次に、樺戸道路についてであります。この道路は、北海道で最初の集治監として設置

された樺戸集治監と空知集治監の連絡路線として、明治16年に開削されたものであり、その工事の様子は現在峰延小学校に囚徒峰延道路開削の図が所蔵されており、歴史的に重要な意味があるものと認識しております。

この道路につきましては、月形町でも地域資源として活用したいと伺っており、月形町との調整も今後必要と考えております。

今後7月ごろにはムラの宝物の第3次募集が始まる予定ですので、樺戸道路を含め幅広い視点から検討し、今後この制度を有効に活用しながら、本市の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

次に、市民周知であります。今回登録された20件につきましては、地域やまちの魅力を創造していくものでありますので、市のホームページや広報誌などに掲載し、市民の皆さんにお知らせしたいと考えております。

次に、びばい百景とムラの宝物の関連性についてであります。びばい百景はお気に入りの美唄の風景を写真に収めて応募していただく事業であり、応募された写真は市のホームページや広報誌などにより紹介させていただくほか、観光施設に活用してまいりたいと考えております。

ムラの宝物との関連につきましては、新たな観光資源の発掘という点において共通している面もあり、びばい百景に寄せられた風景はムラの宝物への登録についても検討してまいりたいと考えております。

なお、耕作放棄地全体調査の結果につきましては、農政部長から答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 農政部長。

●農政部長林 信孝君 耕作放棄地全体調査の結果については、私から答弁をさせていただきます。

耕作放棄地全体調査の結果についてであります。本市が昨年4月に農水省から示された耕作放棄地全体調査要領に基づき、現地調査等を行った結果、耕作放棄地は約3.8ヘクタールで、全て農業振興地域の農用地区域に指定をしていない土地でありました。耕作放棄地の状況は、草刈り、耕起、拔根、整地を行うことにより、耕作することが可能な土地は約2.6ヘクタール、また草刈り、耕起、拔根、整地では耕作することができないが、基盤整備を実施して農業利用をすべき土地は約1.2ヘクタールとなっております。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君(登壇) 森川議員の質問にお答えします。

統廃合により廃校となった学校の跡利用についてであります。廃校となった学校施設については、老朽化が著しい西美唄小学校は、解体撤去の方向で検討しているところであります。

また、旧茶志内小学校、光珠内中央小学校につきましては、国の財産処分の弾力化の考え方等を踏まえ、地域の活性化につながるよう、地元の意見等を伺いながら、全庁的にその利活用のあり方についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、廃校施設の跡利用についてですが、まちづくりやふれあい、交流の場としての利活用は、全国に多くの事例がある中、本市のアルテピアッツァ美唄も行政視察を始

め、マスコミや学術面、さらに文献等で数多く取り上げるなど、その代表的なものであると認識しております。学校施設は地域の方々にとって最も身近な施設であると共に、その地域で培われた歴史や風土、さらにはそこに暮らしていた人々や卒業生の思い出が刻まれたシンボリック的存在であると考えております。この為、このような視点を大切にしながら地域の活性化につながるよう、地域の皆さんの御意見もお聞きしながら、全庁的にその利活用のあり方について、さまざまな観点から検討していくことが必要であると考えているところでございます。

次に、学校選択制のメリット、デメリットと導入についてであります。一般的には学校選択制の導入により期待される効果として、保護者の学校に対する関心が高まること、各学校が競争意識を持って切磋琢磨すること、学校の情報が外部に公開されるため学校内に良い意味での緊張感が出来ることなどが考えられていますが、反面、特定の学校に人気が集出し、学校間格差が広がること、地域と保護者の連帯感が希薄する懸念があること、選択指標の不定により風評に振り回されること、などが課題となると言われております。

教育委員会といたしましては、本制度についてのさまざまな観点からの検証が得られていないことなど、さまざまな課題もあることから、本市の現状を踏まえた場合、現段階での導入は考えていないところでございます。

●議長内馬場克康君 2番、森川 明議員。

●2番森川 明議員 それでは、自席から再質問をいたします。

1点目の耕作放棄地全体調査の美唄の調査

結果と今後の対応についてですけれども、美唄市の状況を知ることができました。調査項目、区分ごとの面積の実態をチェックしてみました結果、大幅に調査内容との違いがあるにしても、農業センサスより減っているという現状がございます。今後も関係機関団体と連携をし、協議会で解消計画について対象農地すべてに保全管理するとの答弁でした。そのスケジュール的なものがあれば、お伺いをいたしたいというふうに思ってます。

それから、ここに日本農業新聞のアンケートがあります。広告アンケートですね。これ日本農業新聞のプレゼント企画という事で、耕作放棄地の再生には、どのように取り組んだらいいのかと、その問いです。内容は再生作業の取り組みに対して地域だとか、資材とか、機械とか、施設とか、どんな作物が栽培が適当だとか等々、設問が10に渡っております。調査結果がどのように出るのかということ、そのあらあらをアンケート結果を期待をしている。そして、耕作稼働に向けて、参考になるものと思っておりますけれども、さらにまた同じ6月9日の日本農業新聞に埼玉の永堀さんと言う人ですけど記事が載っております。耕作放棄地、実は45ヘクタールを、この人パワーショベルを持っているということでその利点を生かしまして、荒れた土地を開墾しているという、貸し出しは無料なんですと。係る費用は地権者からは一切とらないと、そういう契約を結んでる。そして、今後とも規模をどんどん拡大をしてくと。小松菜を作りたい、自給率低い大豆を作りたい、麦、タマネギを作りたい。そして、耕作放棄地そのものはまさに宝の山であると、発想の

逆転ですね、これは。これが必要ということ
を訴えておりました。このように営農意欲の
姿そのものが、今求められているんでないか
というふうに思っております。

ムラの宝物につきましては、冒頭ちょっと
言いましたけれども、実は20件が登録をさ
れて、日本一の直線道路ということで市長理
解していいんですね。市長うなずいたからそ
ういうことだと思います。

そこで、樺戸道路の関係です。通称、峰延
道路と言ってます。これ、申請については、
次に検討するということの回答。これぜひ取
り上げて欲しいと思いますね。月形の関係こ
れありと言っておりましたけれども、そこで、
20年第2回の定例会で取り上げた以上、地
域では反響があるんですよ。電話もいただき
ました。

例えば、市来知、今の三笠ですけども、峰
延までは達布山の横に現在の道路があるわけ
なんですけれども、私はあそこが囚人が開削
した道路かなと思ってたら、これが全然違う
と言うんですよ。

ここに2冊の本があります。樺戸監獄史話、
それと、これ美唄ですね、美唄開拓よもやま
話。三笠市といいますのは、桜ロード建設と
いうのが非常に盛んで、岩見沢よりの達布山
正面ちょっと横から今植えております、立派
なものです。実はそこが、真っ直ぐ行くと美
唄のリンクスゴルフ場付近になるんですけれ
ども、そこに峰延を通じる道路がそこにあっ
たって言うんですよ。びっくりしました。
この樺戸監獄史話によりますと、達布山の横
道路、峰延山の麓に沿って沢が2つあって、
それぞれ橋がかけられていたと。その橋の名

前は、北海道に縁が深い、あの伝説の人の、
機関車も通っておりますけども、弁慶橋、こ
れ長さ16間、幅3間、義経橋、長さ30間
幅3間があり、峰延市来知間は明治20年の
5月に起工されて、同年9月3日に完成、す
ごいですね。7,949人の囚人が係わった
と。この美唄よもやま話にも載っております。
明治40年6月11日大音響とともに墮落を
したと。20年に渡る誇り高かった義経橋、
弁慶橋が姿を消してしまったと。達布山の山
頂に当時は風車式東屋もあったんですけども、
それも朽ち果てたと、このよもやま話に出て
おります。

これはもう歴史の興味のある方です、峰延
の方ですけども住民がその弁慶橋と義経橋の
跡を雑草、雑木林とその中を探し出したって
言うんですよ。すごいですね。そういう話も
直接聞きました。また、峰延のよく話では、
これは美唄市にも月形市にも載っております
けれども、いわゆる三笠の達布山と月形の円
山、狼煙火を上げて、あそこに4里の道をこ
れはもうそういう話、どこの文献にも書いて
あるんですよ。ところが、どうもそれが違う
と言う人があらわれたんですよ。これは興味
ありますね。そういう訳で、奥深く今は興味
津々、郷土の歴史を語るということで、どう
してもこの樺戸道路、通称峰延道路、欠かせ
ない1つになっているんですよ。空知、そし
て樺戸両集治監の囚人によって、雨の日も嵐
の日も文字どおり1日も欠かすことなく夜遅
くまで厳しい自然環境と過酷な労働によって
多数の犠牲者が出た。まさに囚人の汗と涙と
血が混じってるのが、あそこの道路なんですよ。

岩見沢市は昨年広報いわみざわによりますと、9月号ですけれども、歴史の道を訪ねてと、峰延道路と樺戸集治監ということで募集をしております。もう有名なもんですよ。と言いますのは、尾崎和男、郷土史を学ぶ会の会長さんらしいですけれども、それによって実施をされまして、峰延道路の歴史はこうなんだということを説明をしてきてるという事で、私はまさにムラの宝物というふうに、私個人は位置づけておりますし、当然今後、美唄市長検討していただきたい。先ほども第3次云々という話ありましたから、大いに期待しております。

それから、3番目の廃校利用の関係につきましては、全国の地域活性化を結び付けるという特徴を出して、それぞれ努力をしております。農家による直産品売り場、グリーン・ツーリズム、事業の展開、複合住宅をつくって、そこに若者を住ませて定住化を図っているんだとか。これ例を挙げれば枚挙にいとまなしと、このぐらいたくさん廃校利用と言うのはあるんですよ。

そこで、美唄はご承知のようにアルテピアッツァの他に市内において廃校となった学校跡の利用がどう図られているのか、この施設等を教育長にまたお伺いをいたします。

旧光珠内中央小学校、旧茶志内小学校の活用方法と、これは地域住民との話し合いで、今後確立をしていくべきでありますけれども、旧西美唄小学校は先程答弁では、解体の方向ということを知りました。しかし、いつ解体撤去がされるのか具体的に年度が定まっていません。早急にこれ解体撤去すべきですよ。予算面があつたにしても。その点の対応を早

めていただきたい、このように思います。

学校選択制についてです。私は、この点の質問に当たりまして、実は特定の学校に偏るとか、それから、部活の伝統校に集中するとか、または、荒れている学校と言うのは、これは敬遠するとか、色々デメリット面をチェックをしてみまして、あまりどうかなという感じを持っておりました。教育長の考え方お聞きをいたしまして、課題も多いし、現状を踏まえた場合は、これは導入は考えていないという答弁でした。

実はこの選択制度に関連するかもしれませんが、越境入学の関係です。私も心配をしている1人ですので、教育長聞いてください。教育長、まず聞いてください。と言いますのは、あの南部地域、峰延ですよ。峰延小学校、峰延中学校は、三笠市岡山、それから川内、岩見沢市峰延、岡山、多くの入学があります。また、卒業生を出しております。私は参考までに、昭和31年度峰延中学校の卒業生第9期78名卒業しましたがけれども、そのうち18名が岩見沢から来ている児童生徒でした。現在の状況を聞いてみますと、岩見沢市から小学校、中学校に各10名来てると、三笠はないようですけれども、在学しているそうです。一昨年の峰延小学校の入学生、私は14名だとばかり思っていたんですけども、聞いてびっくりですね。4名ですよ、4名。そのうちの1名が岩見沢市から来てると。今はなんと複式校が2学年あるということもお聞きをいたしました。先ほど述べました岩見沢市は学校選択制に今非常に力を入れております。他の市に支払う金銭面のこともありますし、また、スクールバスを普及させまして、

岩見沢市の住民児童生徒は岩見沢の学校へと
言う可能性が、今後予想されるのではないかと。
うがった見方だと思ったらそれでいいと思
いますが、私はそういう見方をしております。
1世紀100年にわたる峰延小学校は歴史
ある学校、親子3代にわたってお世話にな
っているその学校は、即岩見沢市だから岩見
沢市の学校に比べても、なかなか思うと
おりはいかないというふうにも理解はいたし
ますけれども、もし、そうなりますと、ちょ
っと触れました、峰延小学校は現在2年と3
年が複式をやっていると、これはもう完全複
式校になってしまう。中学は何と先ほどもい
ろいろ議論出ましたけれども、統合の対象に
なってくるんでないかという心配もあるのです。

ですから、教育長、まだね、話題もない
うちに何を言ってるんだと言う、そういう表
情かもしれませんけれども。ただ、具体的
に岩見沢から示されたわけではありませんし、
この件については心配をしてるという事で、
理解してください。それを私だけでなくして、
地域の住民がいるということを念頭に置き、
現状認識で教育行政を推進してください。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 森川委員の質問にお答
えします。

耕作放棄地の改修計画でございますけども、
これは21年度から23年度までという3年
間で解消するような計画書を今作ってござ
います。これは毎年見直すということで、今
現在のところ農地を常に耕作しうる状態に
保つために、緑肥の栽培をするということ
でありますけども、耕作放棄地につきましては、
そのあといろいろな方策等を、この協議会
とで検

討していただきたいと考えてございますので、
市としてもこの解消計画について、いろん
な知恵を出してまいりたいと考えてござい
ます。

それから2点目の樺戸道路でございますけ
ども、先程言いましたように月形との話し合
いも必要なのかなと、それから樺戸道路、
北村というか、岩見沢の管轄にも道路があ
るというか、またがるというか、それから
先ほど言った三笠ですか、ということにな
りますと、ムラの宝物という存在でいいの
かですね。逆に北海道遺産みたいなこと
に、ちょっと今回資料を見ますと、美唄
の炭鉱メモリアル森林公園とかは、私ど
も申請したんですけども、北海道遺産の
一部とするということで除外されてるん
です。だからそのあたりがムラの宝物な
のか、もっとその上に行くんじゃないか
ってことも、ちょっと懸念されますんで、
このあたりは今後慎重に検討しますが、
いずれにしても樺戸道路の必要性をしっ
かり認識した上で、今後まちのPRに
していきたいなと思ってます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 森川議員の質問
にお答えします。

旧西美唄小学校についてであります
が、今後、財政状況などを見極めなが
ら、解体撤去を進めることとしており、
現状においては廃校施設の安全確保や、
周囲への環境対策などに努めてまい
りたいと考えております。

次に、廃校施設の跡利用について
ありますが、主なものについて申し上げ
ますと、現在旧拓北小学校及び旧中村
小学校は公民館として、また、旧中村
小学校体育館は地域体育

館として、更に旧西美唄中学校体育館は保育所として活用してるところでございます。

次に、学校選択制に係わる岩見沢市との関係についてであります。現在岩見沢市でそのような内容の検討が行われているという情報は承知しておりますが、今後とも保護者の意向等を十分踏まえ、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

●議長内馬場克康君 2番、森川 明議員。

●2番森川 明議員 市長、お答えをいただきましたけれども、耕作放棄地の件については一部分でいいですけど現地を見て歩きましたか。耕作放棄地というのは、前にも取り上げましたけれども、病虫害、鳥獣被害の発生や景観の悪化など、地域の住民に生活環境に悪影響を与えているんですよ。私もあえて課題を申してきましたけれども、解消計画に対するスケジュールは、毎年見直して3年間でやっていきたいという答弁でした。ひとつ今後とも解決策構築のためにも、ひとつ実現方努力をしていただきたいなというふうに思います。

それと、市長この耕作放棄地再生に向けて、努力をした自治体に農林水産大臣の表彰があるという、そういう制度あるのご存知ですか。市長は知ってると思いますけれどもね。実はあるんですよ。美唄も私チェックすると以外に今回の調査が、先ほどセンサスと比較云々言いましたけれども、農政部長の答弁メモしてみますと、非常に少ないんですよ。さっき言った区分的な見方とかいろいろな要素もありますけれども、これは努力すれば大臣表彰まで近づくなという、感じを持っているんですよ。ですから、そういう目標を持ってね、

鋭意これは努力しなければならんでないかということを申し述べておきたいと同時に、宝物の関係は昨年度の北海道遺産推進協議会に私尋ねて行った時には、あそこの道路は北海道遺産に該当でないかい、ということのお話をしたんですよ。一番先にですよ。滝川出身の係長ね。私も滝川ですってね、親しくすごく長い間お話をしてきました。ところが、言っているのは今24件ですか、認定をされましたね、石狩川とか炭鉱遺産とか、北海かんがい溝とかって、それ以上は絶対増やさないと、もう一つも北海道遺産あれでやめ、もう増やさないと。その代わりこの宝の関係が出てきたと、ムラの宝物というのが新たに誕生したんだと。ですから、北海道遺産になってるところは全部ムラの宝物で申請をされてもカットしていくということなんですよ。ですから、ダブって認定されるということはないということで、これは市長私調べてきてる経過ありますから、もう北海道遺産増やさないっちゃうならどうもなりませんよね。私も2,400円で北海道遺産のDVD買ってきました。あれ、なかなかおもしろいですね。それ以上増やさないっちゃうんですからどうにもなりません。ですから、ムラの宝物ったら今度申請になると思いますから、その点努力をしていただきたいなと思います。

教育長、廃校の施設の利用のお答えね、状況は承知をいたしました。こだわりますね、私も。旧西美唄小学校の解体撤去、これは予算面があるにしてもどうも答え歯切れ悪いですよ。美唄はねえ、悪いことをする人はいないと思ってるかもしれませんが、また、そういう悪いことをする人の少ないまちです

が、そのまま、あのまま放置をしていたら、これは安全確保の面も心配ですし、また、置けば置くほど金がかかってくるんですよ。そういう実態を踏まえると、その解体年度ね、もう何年度でやりたいって言うその点をはっきり約束はできませんか。1年でも早くやってほしい、これは、地域の人もそう思っていると思いますよ。これはやっぱり教育長努力しなきゃなんですよ。その点再度お聞きしたいと思います。

よく学校がなくなると人口減だと、人口がどんどん減っていく、過疎化に拍車をかけると、また、おもしろいもんで離農も進むっちゃうんですよ。学校なくなるとね。そういうことで残ったのは学校跡地記念碑だけ残っているなんちゅうね、そういう話はよく現実としてあるらしいです。旧拓北小学校、旧中村小学校、旧中村小体育館、旧西美唄中学校体育館の利用状況を知ることができました。そういうのも踏まえまして、新たな角度からひとつ旧光珠内中央小学校、そして旧茶志内小学校、これ地域の根ざした廃校舎の再利用に対する特段の働きかけを教育長に再度お願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 森川議員の質問にお答えします。

耕作放棄地の発生防止と解消は、日本農業が直面している諸問題の中でも対応が急がれる重要な課題だと、このような認識でございます。表彰事業ということがあるようでございますけど、これが表彰されるかどうかは別としましても、こういう重要な課題に前向きに取り組んでまいりたいなと考えてございま

す。

それから、ムラの宝物につきましては、複数の市町村で申請が可能かどうか、このあたりも含め今後検討させていただきたいと思っています。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 森川議員の質問にお答えします。

旧西美唄小学校の解体に向けて市長部局と十分協議して、なるべく早くなるよう努力して参りたいと考えてございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時57分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____